

平成29年 9 月 5 日

1. 出席議員

1 番	大 坪	久美子	16 番	栗 原	吉 平
2 番	橋 本	正 敏	17 番	樋 口	良 夫
3 番	田 中	栄 一	18 番	三 角	真 弓
4 番	堤	康 幸	19 番	井 本	政 弘
5 番	高 橋	信 広	20 番	中 島	富 定
6 番	小 川	栄 一	21 番	森	茂 生
10 番	萩 尾	洋	22 番	栗 山	徹 雄
11 番	角 田	恵 一	23 番	井 上	賢 治
12 番	服 部	良 一	24 番	松 崎	辰 義
13 番	中 島	信 二	26 番	川 口	誠 二
15 番	寺 尾	高 良			

2. 欠席議員

7 番	石 橋	義 博	14 番	吉 田	達 志
8 番	伊 井	渡	25 番	樋 口	安 癸 次
9 番	牛 島	孝 之			

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	牛 島 義 光
事務局参事兼次長	古 賀 安 博
主 任	服 部 敬
書 記	信 國 美保子

4. 地方自治法第121条により出席した者

市長職務代理者副市長	中 園 昌 秀
副 市 長	鎌 田 久 義
教 育 長	西 島 民 生
企画振興部長	井 手 勇 一
総 務 部 長	江 崎 順
市民福祉部長	坂 井 明 子
新社会推進部長	松 尾 一 秋
建設経済部長	松 延 久 良
教 育 次 長	永 溝 弘 幸
企画財政課長	石 井 稔 郎
地域振興課長	平 武 文
総 務 課 長	馬 場 解
防災安全課長	石 川 幸 一
市 民 課 長	栗 秋 克 彦
福 祉 課 長	野 田 勝 広
環 境 課 長	原 田 英 雄
商工観光課長	井 上 啓 時
人権・同和政策課長	城 後 徳 博
建 設 課 長	山 口 英 二
人権・同和教育課長	橋 本 秀 樹

議事日程第3号

平成29年9月5日（火） 開議 午前10時

日 程

第1 一般質問

(質問の順序)

- 1 森 茂 生 議員
- 2 田 中 栄 一 議員
- 3 松 崎 辰 義 議員

本日の会議に付した事件

第1 一般質問

午前10時 開議

○議長（川口誠二君）

おはようございます。お知らせいたします。お手元に田中栄一議員要求の資料を配付いたしておりますので、御了承願います。

吉田達志議員、伊井渡議員、牛島孝之議員、石橋義博議員及び樋口安癸次議員から欠席届の受理をいたしております。

ただいまの出席議員数は21名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議は成り立ちました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程につきましては、会議規則第19条の規定により、お手元に配付をいたしておりますので、御了承願います。

ただいま18番三角真弓議員から発言の申し入れがっておりますので、これを許します。

○18番（三角真弓君）

皆様おはようございます。貴重な時間を拝借しまして、大変に申しわけございません。

昨日の私の一般質問の中で誤りがあった点の訂正をお願いいたします。

初めに、通告の中で「線状降水帯」のことを「もう状降水帯」（46ページを訂正）と2回言っております。また、いまだもっての行方不明者の方の数を、「5名」を「2名」（46ページを訂正）と申しております。また、造林の数の中で「1反10アール」ということを「1ヘクタール」（51ページを訂正）ということへの訂正、以上3点の訂正をしていただきたいと思っております。

大変に貴重な時間、申しわけございません。よろしく願いいたします。

○議長（川口誠二君）

ただいまの発言の訂正につきましては、会議規則第62条の規定により、議長においてこれを許可いたします。

日程第1 一般質問

○議長（川口誠二君）

日程第1. 一般質問を行います。

順次質問を許します。21番森茂生議員の質問を許します。

○21番（森 茂生君）

21番森茂生でございます。たくさんの傍聴、ありがとうございます。

さきの通告に従いまして、一般質問を行います。

まず第1番目に、国民健康保険についてお尋ねをいたします。

資格証明書を発行している世帯に医療の必要が生じた場合、どのような対応をされているのかをお伺いします。

2番目に、平成27年度より始まりました生活困窮者自立支援事業について、現状と課題はどういうものがあるのか、お伺いをいたします。

3番目に、安心・安全なまちづくりについてであります。

最近の消費生活センターに寄せられます相談内容の現状と課題についてお伺いをします。

最後に、多重債務者問題ですけれども、貸金業法改正前は消費者金融の利用者が少なくとも全国で1,400万人とされております。国民の8.5人に1人という割合と言われておりました。そのうち、多重債務に陥っている人は200万人以上とも言われておりました。

深刻化する多重債務問題に対処するために、2010年6月、貸し付けの上限金利引き下げ、貸付額は年収の3分の1までとする総量規制の導入の施策が講じられることとなりました。この規制により、消費者金融の貸し出しは年々減少していきますけれども、銀行のカードローンは反比例して大きく伸びてきているのが現状であります。銀行によっては、カードローンの収入が半分を占めるとも言われております。背景にあるのが、マイナス金利に象徴される低金利政策であります。八女市の多重債務者問題の現状はどうなっているかをお伺いいたします。

詳細につきましては発言席にて質問をいたします。よろしく申し上げます。

○市長職務代理者副市長（中園昌秀君）

おはようございます。それでは、21番森茂生議員の一般質問にお答えをいたします。

1、国民健康保険について、(1)資格証明書を発行している世帯に医療の必要が生じた場合の対応についてでございます。

八女市被保険者資格証明書交付要綱の規定に基づき、国民健康保険税の納期限から1年以

上滞納されている被保険者の世帯に資格証明書を交付いたしております。しかし、世帯に医療の必要が生じるなどの特別な事情の申し出があった場合は、市民課と納税課と連携をし、納税相談などの機会を設け、相談者に寄り添った対応を行っておるところでございます。

次に、2、生活困窮者支援事業について、(1)この支援事業の現状と今後の課題はでございます。

生活困窮者自立支援事業は、働きたくても仕事がない、家族の介護のために仕事ができないなど、さまざまな困難の中で生活に困窮している人に包括的な支援を行う事業でございます。

事業開始の平成27年度より必須事業である自立相談支援事業及び住居確保給付金の給付に取り組み、さらに、平成28年度からは任意事業の一つである家計相談支援事業を八女市社会福祉協議会に委託して取り組んでおります。

生活保護状態に至る以前に支援を行うことが必要であり、生活困窮者の早期把握が今後の課題でございます。

次に、3、安心・安全なまちづくり、(1)消費者相談に関する現状と課題についてでございます。

昨年度まで八女市消費生活センターに寄せられた相談等の状況は6月議会でお知らせをしたとおりですが、本年4月から7月までは156件となっております。

内容としましては、新聞の勧誘、通信、プロバイダの相談、架空請求などがございます。

特にパソコンや携帯電話などの普及に伴い、インターネット関連の消費者トラブルが急増しており、これらの消費者被害発生の防止の啓発に力を入れる必要がございます。

次に、(2)多重債務者の現状と今後の対策についてでございます。

八女市消費生活センターにおいても多重債務についての相談がございますので、真摯に相談に応じております。消費生活相談員が対応できないような相談につきましては、弁護士による月1回の無料法律相談において対応を行っております。

そのほか、福岡県がグリーンコープに委託して実施している生活再生無料相談会や国が設置した法テラス、日本司法支援センターを紹介するなど相談者に寄り添った対応を心がけておるところでございます。

以上、答弁申し上げます。

○21番（森 茂生君）

まず最初に、資格証明書の問題をお尋ねしますが、御存じない方もあるかと思えますので説明をしますと、資格証明書といえば非常に聞こえはいいんですけれども、早い話が国保税を滞納しているために、正規の保険証を悪く言えば取り上げて、資格証明書を持っていけば、いわゆる10割負担をしなければならない。この証明をするのが資格証明書というこ

とですけれども、直接命と健康にかかわる問題ですので、全国的に大きな問題になっているのが現状です。

八女市の場合もお伺いしましたら、相当数、資格証明書の発行、悪く言えば正規の保険証を発行していない世帯ですけれども、300世帯前後が大体毎年資格証明書ということで正規の保険証を交付していない現状です。

それから、資格証明書を発行しているのに医療の必要が生じたために、いわゆる短期の保険証、3割負担でいい保険証を発行した世帯ということで、毎年、70件から30件の間ですけれども、平成26年度は293件が資格証明書を発行して、そのうち約3分の1、99件がどうしても病気になったので短期保険証を下さい、正規の保険証を下さいとって窓口申し込んで正規の保険証を発行された件数で、医療の必要が生じたために出向いてこられるのが少なくはないと言えるかと思えます。

まず最初にですけれども、この資格証明書を発行するまでの経過なり、どういったことで悪く言えば保険証の取り上げを行っているのか、どういう場合がそうなるのか、お尋ねします。

○市民課長（栗秋克彦君）

お答えいたします。

本来、国民健康保険というのは、国民健康保険税、それから、国のお金、地方公共団体のお金によって、病院にかかるとき、それから出産、死亡のときに給付を行う制度でございます。

保険税につきましては、前年の所得等で決まっておりますし、均等割、平等割ということで決まっております。

本来、予算を立てるときに、それだけの給付が見込まれるので、これだけの税金をお伺いしますということで徴収をお願いしておりますけれども、残念ながら、なかなか納付ができない、されない、家庭の事情によってできないという場合については、1年間滞納がある方については資格証明書を出しているところでございます。

これにつきましては、国民健康保険法、それから国民健康保険法施行規則、八女市の被保険者資格証明書交付要綱で定めて、資格証を交付しているところでございます。

以上でございます。

○21番（森 茂生君）

1つは、1年間滞納があれば資格証を発行するということでしたけれども、資格証明書の交付に際しての留意点というのが国から来ているかと思えます。

それを読みますと、機械的に一律に運用することなく、事業の休廃止や病気など当該世帯に保険料を納付することができない特別の事情があるか否かを適切に把握した上で判断しな

さいよということが言われております。

そして、ただ単に滞納がないからではなく、ちゃんと面会をして、説明をして、きちっとした現状を把握した上で、なおかつだめな場合は発行しなさいと通知が来ているかと思いません。

そのような把握を一人一人確実にされてから発行されているのか、それとも面会をせずに仕方がないからと、そこら辺の対応の仕方をお伺いいたします。

○市民課長（栗秋克彦君）

お答えいたします。

本市の場合は、年度更新が4月でございますので、保険証を本来でしたら3月の中旬ごろ発送いたします。

しかしながら、滞納がある御家庭につきましては、3月の下旬にそういう対象世帯に弁明書なり分納での御依頼を出しているところでございます。

それを4月の中旬ぐらいに御提出をお願いしますということで期限を設けてやっておりますけれども、そのときに納税課と市民課の中で家庭の状況なり、生活の状況なり、そういう分をお聞きしながら、短期証を交付したりしているところでございます。

ただ、それでも全く応じられない部分については、4月の下旬に資格証をお送りしているところでございます。

しかしながら、それで終わったわけではございませんので、それ以降も随時、資格証、それから短期保険証についても十分協議を市民の方としているところでございます。

以上でございます。

○21番（森 茂生君）

この留意点については、時間外や休日も含め電話連絡を試みることや、必要に応じて家庭訪問を実施するなど実情を確実に把握しなさいよとなっておりますけれども、家庭訪問なり、電話でなり、そこまでされているのかどうか、お伺いします。

○市民課長（栗秋克彦君）

お答えいたします。

当然何も対応されない方については、電話等で連絡しながら納税相談、それから、資格証の説明なりを行っているところでございます。

○21番（森 茂生君）

はい、わかりました。

それでも、なおかつ300人近く出ているということだろうと思っておりますけれども、その世帯で、早い話が病気になって、どうしても必要だからということで取りに見えたときに無条件に出していますか。

○市民課長（栗秋克彦君）

お答えいたします。

納税相談があった場合は、先ほどもちょっと御説明しましたように、家庭の状況なり、生活の状況なり、それから、収入の状況等をお聞きしながら、分納誓約書等を書いていただきながら対応しているところでございます。

その中で、納めることができないとか、緊急な場合とかは、いろんなケースがございますので、短期の保険証を交付しているところでございます。

○21番（森 茂生君）

私がお尋ねしたのは、無条件で発行しているのかということですが、これは実例ですが、病気で病院に行かなくてはならなくなったので、いわゆる短期保険証を出してくれと言ったら、その人はでき得る限りのお金を持っていったけど、これでは足りんからだめだと、これは現実に言われております。

幾ら出せば出すと決められているんですか。滞納額の半分とか、内々で決められているんですか。

○市民課長（栗秋克彦君）

申し合わせとしては、滞納月の4月分を入れてくださいということでお話をしますが、急に病院にかからにゃいかんということになれば、それなりの対応をさせていただいております。

幾ら持ってこにゃいかんとか、そういうことではなくて、まずは1カ月でも交付して、病院に先にかかってくださいということでお話をしているところでございます。

○21番（森 茂生君）

どうもはっきりしなかったんですけども、4月分払ってくれとは言っているんですね。今言われたように4月分、それ以下なら出せませんと現実的に言っているんですか。

○市民課長（栗秋克彦君）

お願いは4月分ということでお話をしますが、実質、そのときに納付がない場合もございます。分納誓約書を書かれて、それで終わった場合もございます。いろんなケースがあります。

ただ、病院にかかれるということであれば、入院とか緊急な場合がございますので、その場合は、お金をそのとき持ってこられなくても交付をしているところでございます。

○21番（森 茂生君）

今、緊急の場合と言われましたけれども、緊急の場合とは、もうどうしようもなくなって、「あいた、あいた」と来られたときが緊急ですか。それとも、風邪ぐらいじゃ出してないということですか。緊急の場合、出しているということですので、緊急はどこで決めている

んですか。

○市民課長（栗秋克彦君）

緊急といっても、なかなか幅があると思います。例えば、歯が痛いので歯医者さんにかかりたいという場合は、痛いので、緊急に対応をしていく場合がございます。しかしながら、やはり考えていただきたいのは、これは国民皆保険制度ですので、納税をして当たり前に交付を受けるということでございます。

ただ、どうしても納められない場合については、やはり資格証、短期証等を交付しながら、その方が不利益にならないように、重病にならないような対応はこちらのほうも考えているところでございます。

以上でございます。

○21番（森 茂生君）

多くの事例を私、窓口で見張っておって、こうしているわけではありませんのでわかりませんが、一つの事例をすれば、どうも素直に、即、無条件に出されているとは思えません。

何遍も行ったり来たりして、最後は分納誓約。分納もそれじゃいかん、もっとせにやでけんと言われて、ようやく出してもらいましたというのが生の声です。

実は、平成20年にこの問題で、参議院の決算委員会でやりとりがなっていますので、ちょっと紹介しますと、仁比聡平という我が党の参議院議員ですけれども、例えば、600千円ほど滞納があった。窓口に行ったら300千円払わんと出さんと言われてました。この場合、どうしますかというやりとりですけれども、政府の参考人、水田邦雄さんというのが答えておりますけれども、今回の対応につきましては、申請があれば出すという趣旨でございまして、半分払うとかではなく、申し出があれば出すということでございますと明確に答えております。

また、先ほど言われましたように、医療の必要性、あるいは一時払いが困難である、この2点について申し出があれば、それが出す要件ですかという質問です。

そしたら、国務大臣が一時払いが困難であるという申し出さえあれば結構です。医療の必要性という要件は必要ではありませんと、こう言っているんです。医療の必要性は関係ないと。

そして、こう言っているんですよ。医療の必要が生じていることを何か示す必要はないんだというお話で、これはつまり裏返しますと、市町村で、あるいはその窓口の担当者において医療の必要があるかないかということ判断することはそもそもできないということだと思っておりますということで質問していると、大臣が、それはお医者さんじゃないですからわかりません。申し出があれば即出すということが趣旨でございましてはっきり言っている

んですよ。

せいけん、窓口で重病か、いや、あんた歯の痛かなら出すばってん、そのくらいなら出さ
んとか、お医者さんでもないのが窓口で判断して、出す出さんを決めている。そこに問題が
あると言っているわけなんです。

それともう一つ、半分出さんとか、そうは言っていないわけです。あの正式な通知を見て
も、半分とか、そういうのは全く言っていませんよ。

そして、こう言っています。この機械的運用というのは一体どういう状況を指して機械的
だということか、少し確認をしたいと思えますということで、今度は大臣が、機械的にただ
何月だからどうだ、1年だからどうだということじゃなくて、どういう事情があるかと、特
別な事情があつて払えなくなったんですかと、それをきめ細かく聞いて対応しろというのが
その意味でございますと。

そして、そもそも資格証明書を出すことの意味としましては、これは、できるだけ窓口で
被保険者の方の接触の機会をふやすということが本旨でございますので、接触の機会を設け
ることが目的であつて、医者にかからせんとか、そういうものじゃありませんよと言ってい
るわけなんです。

ですから、これは直接、健康と命にかかわる問題です。そして、国民健康保険、いわゆる
社会保障の制度です。国民が病んだとき、そういうときのためにちゃんとあるわけですので、
払わんから保険証を取り上げるというのは、法治国家であつてはならないし、福祉優先のま
ちづくりとか口では言いますが、やっぱりそういうところにきめ細かく配慮をする。
これが私は本当の成熟した社会であろうし、お金のない者は医者にもかかるなという、まさ
にそういうことであつてはならないと思うから言っているわけです。

今後の対応をきちっと窓口のほうにも、その課にもそういう指導をされるかどうか、お尋
ねをしておきます。

○市民課長（栗秋克彦君）

お答えいたします。

今申されました医療が必要なために出すということですが、本市の場合も、病院に
かかるからということでは言われたらお出ししております。ですので、証明書を持ってきてく
ださいとか、病院にかからにゃんからという確実な確認ですね、そこまではやっております
ので、どうか御了解をお願いしたいと思います。本人の申し出によって行っておると。

それから、半分というお話も出ましたけれども、半分というのも、うちもやっております
。逆に、持ってこられて生活に困るならば、例えば、減額しましょうとかという例もござ
います。ですので、そういう形でその方の家庭に応じた対応をさせていただいているとい
うことと、接触の機会は、当然うちのほうも申し上げて来ていただいたり、電話で対応してい

るということで御了解いただきたいと思っ

○21番（森 茂生君）

そしたら、なるだけなら4カ月払って

○市民課長（栗秋克彦君）

お答えいたします。

無条件ではなくて、やはり何らかのお話を

○21番（森 茂生君）

無条件じゃないというのは、どういう条件

○市民課長（栗秋克彦君）

条件というのは、なかなか家庭、その場、その相談者の方たちと、いろんな意味が違

○21番（森 茂生君）

どうも無条件じゃないみたいですので、市長がおられませんので、代理者、そこら辺

○市長職務代理者副市長（中園昌秀君）

今の質問に対しまして、担当課長もるる申し上げております。

この国民健康保険という制度につきましては、先ほど冒頭申し上げましたとおり、国の補助金、それから、納税者からの保険税、そういったものによって賄われておりますので、当然権利と義務とい

しかしながら、どうしても支払いができない、そういった方も中にはあると思

市としましては、先ほどから議員は平成26年度の293件、これを約300件と申し上げてい

そういったことから鑑みますと、この保険税の滞納については、市民課、それから納税課、こういったところでは滞納されてある方としっかり協議をされて、滞納が少しでも減るよう

したがいまして、今、論点になっております無条件でどうするのかということについては、いろんな滞納のケースがあると思いますので、そこら付近については、その協議をする中で一定判断をしないといけないだろうと思っております。

保険のこの制度につきましても、どうしても支払うことができないという場合については、減免制度とか、いろんな措置もあると思いますので、そういった制度も当然市としても相手側に説明をしておると思います。

したがいまして、無条件とか、そういったことではなくて、しっかり納税されてある方たちと協議をされて、そういった中での一定の判断になると思っておるところでございますので、この点については御了解いただきたいと思っておるところでございます。

○21番（森 茂生君）

先ほどの国会でのやりとりも、これは参議院の正式な議事録ですので、後で確認されたらいいと思いますけれども、国の方針にも従わない、国は言っているけれども、八女市は独自でやりますという考え方だろうと思えます。

私は、こういうことこそ、ちゃんとした福祉の八女をつくるためには、国もこう言っているわけですので、ちゃんと私は国の方針どおりやっていただきたいと思えます。どうしてもやらないというなら、今後、私たちもそれなりの答弁を受けてまた勉強もし、市民にも訴えて、次の対応はとらせていただきたいと思えます。

時間がありませんので、次に移ります。

今度、平成27年度から始まりました生活困窮者自立支援制度ですけれども、この事業の内容について簡単に報告をお願いします。

○福祉課長（野田勝広君）

お答えをいたします。

この事業につきましては、生活保護に至る前の段階で自立支援策の強化を図り、生活困窮者に対して支援を行うものでございまして、一番の目的は、就労についていただき、一日も早く自分の力で生活をしていただくことであり、自立を助長するという面におきましては生活保護業務と同じでございます。

○21番（森 茂生君）

多重債務の問題と生活困窮者自立支援制度、これは関連しておりますので、ごっちゃんに質問させていただきますので、よろしくをお願いします。

国の内閣府の中に多重債務者対策本部というのが設けられております。その中で、多重債務者相談強化キャンペーンというのが平成20年度よりずっと行われてきております。もう七、八年になりますかね、強化キャンペーンというのが国の主導によって行われておりますけれども、その中で生活困窮者自立支援事業の相談窓口との連携を言っております。

調査もありますけれども、市町村の場合、63.9%が連携をとれているという報告がっております。

連携を行わなかった理由が、連携先が不明、連携方法が不明、調整や周知の時間不足などが上げられて、完全に連携というのはまだとれていないということのようです。

この連携につきまして、こういうキャンペーンの中で言っていますけれども、生活困窮者自立相談支援事業や生活困窮者家計相談支援事業に係る相談窓口との緊密な連携を行うことで、自治体内における部局間の連携強化及びノウハウの共有に寄与することが一つの目的であると言われております。

また、都道府県、市町村の徴税部門とも連携し——取るほうですね。連携し、多重債務者に陥っている可能性のある相談者を発見し、多重債務者向け相談窓口へ誘導できるように体制を整備するというところで、そういうのが主な目的として内閣府の中に本部ができておりますけれども、そういう趣旨で毎年9月から12月の4カ月間、このキャンペーンが行われております。

そういう通知が恐らく八女市にも来ているかと思えます。生活困窮者自立支援法施行に伴う多重債務者対策担当分野との連携についてということで、厚生労働省から恐らくおたくのほうに通知が来ているかと思えますけれども、通知が来ていますか。通知が来ているとするならどういう内容なのか、お尋ねをします。

○福祉課長（野田勝広君）

お答えをいたします。

平成27年3月27日付で厚生労働省から県を通じて文書が来ております。この表題につきましては、生活困窮者自立支援法の施行に伴う多重債務者対策担当分野との連携についてという表題でございます。

内容につきましては、本制度に基づき生活困窮者に対する包括的な支援を行うためには、新法に基づく事業のみならず、他制度・他事業との連携が重要であり、その中で多重債務者対策との連携も必要である。

具体的には、多重債務等の課題を抱える方の支援においては、新法に基づく自立相談支援機関等、つまり、八女市でいえば八女市の福祉事務所になりますけれども、そちらと多重債務者相談窓口及び消費生活相談窓口、法テラス、弁護士会や司法書士会との連携が重要であるという文書が来ておるところでございます。

○21番（森 茂生君）

この文書の下の方に、所管省庁を通じて、各自治体の多重債務者対策担当部局にも周知されますので、よろしく願いと載っておりますけれども、八女市でいう多重債務者対策担当部局は防災安全課だと思えますが、こういう文書は来ておりますか。

○防災安全課長（石川幸一君）

お答えいたします。

平成27年4月1日に福岡県の生活安全課からメールが来ておりまして、今、御質問の文書が来ておることを確認しております。

○21番（森 茂生君）

今、盛んに国は連携をとってやれというのを事あるごとに言っている状況です。ですから、多重債務者対策だけをやっていたのではだめですよ。生活困窮者支援の事業とも連携してやってください。あるいはよその部門とも連携をやってください。ここに通知をやったところが書いてありますけれども、例えば、介護保険、労働基準行政、国民年金の免除制度のところ、それと学校関係、地域福祉との関係、ありとあらゆるところに恐らく似たような内容で通知が出されていると理解をしております。

しかし、言ったからすぐぱっと連携ができて、そういう多重債務者問題が解決するというものでもないでしょうから、息長くこれを行いながら、連携が確実に行われるように今後やっていかななくてはならないと思っております。

八女市の場合、八女市福祉事務所が生活困窮者自立支援制度の窓口になっておりますけれども、福岡県の場合、グリーンコープが委託を受けて、4カ所で開いております。久留米市もグリーンコープに委託をしておられるようですし、熊本県のほうもグリーンコープさんが委託を受けて、自立支援の制度で活動されているようです。

それで、これも対策本部の中で出てきた資料ですけれども、このグリーンコープというのは非常に立派なところだろうと思います。共同購入している人が9万人いて、そのうち、未払いが発生している状況を調べたそうです。そのうち、0.9%の組合員さんがどうも多重債務に陥っている状況ということをつかまれたそうです。

それと、グリーンコープの職員、あるいはパートタイマーの方に2,000千円以上の借金残高があるかという調べをされたら、1.3%の人が2,000千円以上の債務があると判明して、なおかつ、身近な親戚、友人に多重債務状況であると思える人がいるかという問いに関して、32.9%の方が多重債務者だろうという人がいるという返事を受けて、このグリーンコープはこういう問題に以前から取り組まれているようです。

そして、今度、平成27年度より生活困窮者自立支援制度を福岡県や熊本県から受けて、そういう窓口をぽこっとやったんじゃなく、今までの延長線上でそうされているのだろうと思います。

このグリーンコープは、親切丁寧に本人に聞いて、組合員さんの出資金をもとに貸付事業も行っているようです。そして、対策として、その後の金銭管理、そういう教育関係もかなり力を入れておられるようです。まさに頭の下がるような活動をされているのがこ

のグリーンコープだと思いますけれども、それこそ首相官邸の中にあります本部にもこの資料が出されております。

その中をちょっと見ますと、これは三千何百人の回答ですけれども、債務の原因の1番が生活費、2番が物品・カーローン、その他物品購入、3番目が借金返済、4番目が税金という報告がなされております。

それに、税金、家賃、公共料金の滞納ということで、非常におもしろいと言ってはおかしいんですけども、そういう滞納があるという人が50.5%、ないという人が28.9%、わからない・不明が20.6%。自分が税金とか家賃を滞納しているかすらわからないという人が20%もいるという状況で、こういう人たちは非常に金銭感覚がルーズで、滞納が恐らくあるのではないかなという想像は大体つきます。そういう状況をつぶさに調査されております。

そして、滞納の内訳は、1番が税金です。2番目が家賃、3番目が公共料金を滞納している。

生活破綻の主な要因として、1番が病気、2番目に闇金が来ています。3番目が失業、4番目にギャンブルとなっております。

そして、家計の状況、成り立つ24.7%、成り立たない38.1%、わからない37.2%。自分の家計が収入として成り立っているか成り立っていないかもわからない世帯が37%あるということは、相当、家計管理がルーズなことだろうと思っております。

よくある生活再生相談というのがずっと出てきていますけれども、多重債務で借金が膨れ、生活費が足りない。就労ができず、収入がない。家賃が払えず、ホームレスになった。電気、ガス、水道代などが支払えず、とまっているとか、いろんな身につまされるような事例がずらっと出てきます。

そして、一つちょっと私が思いますのに、借金以外のお金の問題、これは税金の滞納、電気、水道料金の滞納、市営住宅家賃の滞納、保育料の滞納、校納金の滞納、国民健康保険の滞納、国民年金、介護保険料の滞納、ほぼ全部、市町村に関係あるのが借金以外のお金の問題ということが浮かび上がってきます。やっぱりここにきちっとした対応を求めている。いかに苦しいのが市町村から課せられる税金とか介護保険料、そういうのが非常に重荷になっているのが現状として見えてくるような気がします。

もう一つだけ言いますと、みやぎ生協、ここは仙台市から自立支援相談事業を受託してやっているわけですけれども、宮城県民の7割がこのみやぎ生協に加入していて、組合員さんが67万人だそうです。相当大きな団体ですけれども、ここでも組合員が出資したお金の貸付事業も行っておられます。

1人当たりの平均貸付額は、生活資金550千円、債務整理資金1,240千円、平均でこれだけのことを組合員さん、あるいは相談のあったそういう人たちに、ちゃんとした審査をしてだ

ろうと思いますけれども、貸し付けまで行っておられます。

そして、一つちょっと目につきますのが、借入、滞納など重複している者が多い。そして、よく聞いていただきたいんですけども、国保税、住民税の滞納が多く、差し押さえ予告、差し押さえ後のせっぱ詰まった状況での相談が多いとこの生協では言われています。

さらに、こう言われております。税金の滞納について、せっぱ詰まった状況で自治体から紹介を受け、対応することが少なくない。差し押さえ予告に至る前に、自治体により家計見直しの相談への積極的誘導はできないかなどと言われております。

八女市では、福祉課が自立支援の相談窓口ですけれども、その横では、いつも言いますように税金で取り上げていると言うと失礼ですけれども、滞納があれば差し押さえしますよとちゃんとカウンターに今でもあります。片一方ではそうしながら、今度は福祉課ではそれに対応する対策を現在講じているという、非常にアンバランスなことがこの庁舎内でも——片一方はかける、片一方はそれを救済する方策をとっているという構図が出てきますけれども、これに対して、やっぱりちゃんと行政は向き合わなければならないと思います。

一民間の生協でもこのように一生懸命やっておられますので、八女市もいろんな部署を抱えているわけですので、連携をとって、それこそかけるほうと助けるほうで連携をとってきちんと対応する。そういう連携、これについてどのように考えておられるのか。今後、どのような連携のシステムを構築されるのか。これをちょっとお尋ねしたいと思いますけれども、これは担当課でいいですか、お願いします。

○福祉課長（野田勝広君）

お答えをいたします。

福祉課でこの生活困窮者自立支援事業を始めました平成27年度に庁舎内の10課でつくる連絡協議会を開催しております。

中身は、税金を扱っております税務課、市民課、納税課、それから、保育料、給食費、住宅使用料、介護保険料、上下水道使用料など、そういった料金関係を扱っている10課で生活困窮者自立支援事業庁内連絡会議というのを立ち上げながら、いろんな関係各課の問題意識であるとか情報を共有して、生活困窮者としての支援が必要な方の早期把握に努めておるわけでございます。

うちが所管しております困窮者事業に、例えば、納税課が納税相談をしておる中で、この方はちょっと厳しいなという案件があったときには、実際、納税課のほうからうちの事業につないでいるという方もおられるところでございます。

○21番（森 茂生君）

この支援状況を福祉課から出してもらっていますけれども、新規相談件数が平成28年度は35件、そのうちプラン、結局ハローワークと連携して、支援のプランをつくるんだろうと思

いますけれども、それが8件、住居確保給付金が2件で231千円の利用、それと家計相談支援事業が平成28年度は2件です。ですから、今始まったばかりですので、これが少ないとかいろいろは言いませんけれども、やっぱりここに多くの相談者が来て、いろんな問題があるはずで。少ないのいいんですけれども、本当はあるのだけれども、どこに相談していいかわからないというのが私は生の声だろうと思います。

場合によっては、庁舎内で、例えば、取るほうと助けるほうが同じフロアにいるというのは、どうも私は納得できないわけですので、外部に委託して相談しやすい環境、こういうのをつくったほうが私はもっと相談はふえるような気がしますけれども、こういう考え方はありませんか。

○福祉課長（野田勝広君）

お答えをいたします。

この業務につきましては、生活保護を担当しております福祉課の生活支援係が所管をしておるわけでございますけれども、生活保護のケースワーカーが片手間でやれるような事業ではないために、この事業が始まりました平成27年度につきましては、市の直営でやるようにという市長のほうからの指示があったということで、現在、直営でやっておると前任の課長から聞いておるところでございます。

○21番（森 茂生君）

まだ始まったばかりですので、今後、ずっとこの動きを注視していきたいと思っております。

多重債務の問題で重ねてお尋ねしますけれども、ここに国の自己破産件数、新しく受任した件数が載っておりますけれども、貸金業規制が起きて、13年間、自己破産件数はずっと減り続けております。

ところが、平成28年度になって6万4,637件となり、いきなり781件ふえているわけです。ここが今、国のほうもどうしたことかということで、相当手を打ち始めているわけですが、この裏には、先ほど言いますように貸金業が規制されて、消費者金融がずっと右肩下がりに下がっております。

それと反比例して、銀行のカードローンが2010年ごろは3兆二、三千億円が2016年度は5兆6,000億円、カードローンの残高、倍近くいきなりふえているわけです。ここにどうも問題がありはしないかということで、今、いろんな手だてが打たれているようです。

防災安全課の中で、いろんな多重債務の相談が昨年度は31件ですかね、ありますけれども、その内容について、消費者金融なのか、あるいは銀行ローンなのか、あるいは闇金なのか、そういう分類がもしできていけばどうなっているか、お尋ねします。

○防災安全課長（石川幸一君）

御説明いたします。

今の御質問に関しましては、それぞれ消費生活センターの相談員が個別に記録をとっておりますが、手元にちょっとございません。

その中で、闇金なのか、銀行ローンなのかとか、そういう細かな内訳で整理しているかというのちょっと手元の資料の中ではわかりませんので、必要とあらば、また後日御説明をさせていただきたいと思います。

○21番（森 茂生君）

これは、ついこの間の西日本新聞ですけれども、大きく「銀行版サラ金ようやく対策」ということで、銀行版サラ金ビジネス、貸し出し残高の膨張とともに多重債務者の温床として社会問題化し、業界の自主性を尊重してきた金融庁も重い腰を上げたということで、大きく報道されております。

私もカードローンがどういうものか、なかなか理解できなかつたわけですけれども、勉強をしてみました。そうしたところが、例えば、これは福岡銀行のカードローンです。「来店なし口座なしでお申込みOK」、御融資利率3.0%から14.5%、融資限度額100千円から10,000千円、そして、土日・祝日でもお申し込みOK、借り入れ、返済は銀行、コンビニATMでいいですよ。24時間申し込み可能ですよということで、インターネットできれいなお姉さんが出てきて、さあ借りてくれと言わんばかりに、福銀でさえも派手な見出しで勧誘をしております。

そして、ずっと事が進んでいく中で保証会社が出てきます。SMB Cコンシューマーファイナンス株式会社、これが保証しますよというのが出てきます。聞きなれない言葉ですけれども、早い話が消費者金融のプロミスなんです。こういう人たちが全部銀行と結託して、今はカードローンということで貸し出しをしている。これがどうも現状のようです。

カードローンの総合案内所というのがあります。そして、三菱東京UFJ銀行とか、三井住友銀行、オリックス銀行、ありとあらゆる銀行が名を連ねておりますけれども、こう書いてあります。

銀行カードローンの審査は、保証会社からお客さんのかわりに債務保証ができるかどうかで決まります。審査基準は各社異なるために、1社で否決されても他の銀行で通らないということはありません。審査が通らなかつた場合、審査の保証会社が異なる銀行にお申し込みしましょうということで、1社で断られてもめげずにやってくださいということで、下にいきますと、例えば、三菱東京UFJ銀行カードローンは、これは保証会社がアコムになっています。そして、アコムで今までに審査に落ちた人、アコムで返済がおくれた人はほかの銀行にお申し込みくださいと親切に書いてあります。

三井住友銀行カードローン、これは消費者金融のプロミスが保証会社になっています。み

ずほ銀行は、クレジットでおなじみのオリコが保証会社になっています。ですから、窓口は銀行ですけれども、保証するのは、昔でいうサラ金、消費者金融なんです。ですから、銀行とするなら、取りはぐれても、この消費者金融が全額保証するそうです。ですから、銀行は安心して貸し出しができるというシステムです。

そして、消費者金融は、多少取りはぐれても銀行から莫大な手数料を取るから成り立っていくということで、完全に昔の消費者金融、サラ金が銀行と結託して、銀行のカードローンという格好で、今、庶民の中に入り込んでまた自己破産者がふえている。どうもこれが現状です。

ですから、さっき言いますように、金融庁が調査に乗り出さざるを得ないような状況まで来ているのが現状ですので、やっぱり消費生活センターの多重債務者の相談でも日々移り変わっていきこうと思うんですよ。ですから、そこら辺のところは、どういう案件なのかはきちっと把握した上で予測を立てる、あるいはこういうカードローンは用心してくださいよとか、そういう対策は立てられますので、もう少し丁寧に聞き入って、現状を的確に把握していただくなら、もう少しちゃんとした対応ができるのかなと思っておりますので、対応の仕方も一応御検討いただければと思っております。

時間がないので、そういうことですので。

例えば、消費者金融は悪いというイメージがあります。ですから、銀行ならいいという感じがするわけです。ですから、こういうのはもう既に間違いになって、ちゃんとしたローンではなく、正規の資金を借りるように、そして、先ほど言いますように、生協あたりでもわざわざ貸し付けを行ってまでそういう人を救済しているわけですので、八女市の場合もお金を貸せとは言いませんけれども、もう少しこの問題の連携をさらに強めて、少しでも被害を防止するような手だてをとっていただきたいと思っております。

最後になりますけれども、私が理想とするのは、この前も申しましたとおり、滋賀県の野洲市、ここでは非常に相談を重視して債権管理条例というのをつくっておりますけれども、ようこそ滞納していただきました、滞納は生活状況のシグナル、市民生活を壊してまでは回収しない、滞納を市民生活支援のきっかけにするというのを合い言葉にやっておられます。八女市とは相当違うんです。

こういうシステムで、差し押さえも五百何十件されております。その分、10億円ぐらいあった滞納が8億円ぐらいに減って相当頑張っておられますけれども、その一方では、そう追い詰めている現状もありはしないかと私は思います。

ですから、もう一度、そこら辺の整理もしていただいて、八女市の姿勢、そして、頼りにされる、何でも相談できるような市役所、私はこう市役所全体の雰囲気を変えていく必要があると思っております。

今の状況では、とても相談したっちゃ、余りということのような気がします。ついでに言いますけれども、ファイナンシャルプランナーというのを税務課でつくってありますけれども、ある人が行かれましたら、分納の勧めをされたぐらいでしたということでした。やっぱりこれじゃいかんと思うんです。せっかくプランナー、専門家を入れているわけですので、ちゃんとした相談に乗ってやるような体制を構築していくべきだと思います。

この点について、最後になりますけれども、市長はおられませんので、再度、職務代理者に今後どう連携をとっていくのか、そして、八女市は差し押さえ一辺倒ではなく、相談によって救済する、そういうほうにかじを切っていただきたい、私はそのように思います。どのようなお考えなのか、お尋ねをします。

○議長（川口誠二君）

時間がございませんので、簡潔にお願いします。

○市長職務代理者副市長（中園昌秀君）

ただいま多重債務者の関係、それから、滞納者の関係、そういったところについて、きめ細かな対応策をとってくれという要望だったろうと思います。

お話の中でも出ましたように、滋賀県の野洲市ですかね、これについても一定報告があったところでございます。

先ほどから福祉課長も申し上げておりますけれども、多重債務等でお困りになった方については、いろいろ議員のほうはおっしゃいますけれども、市内部ではそれなりの連携をとっておるつもりです。10課のほうが連携をとって、きちんとやっておると思いますので、今のこの連携でどういった課題があるのか、どういった問題点があるのかということも研修をしていく必要があるのではないだろうかと思っております。

いずれにしても、滞納でお困りになっている方、多重債務でお困りになっている方等につきましても、先ほどおっしゃったとおり、消費生活センターのほうでもっときめ細かな対応が必要じゃないかと。確かにそこは一定あるだろうと思いますので、そういったあらゆるところに細心の注意を図りながら対応していく必要があるだろうと思っておりますので、今後もきめ細かな対応を紳士的にやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○21番（森 茂生君）

今、研修と言われましたけれども、国が今、連携を強力に進めているのは、もともとは国が進めていたわけではなく、野洲市から始まっているような気がします。あそこが連携をとって先駆的な取り組みをして、それに押されて国が連携をとってやれと言われておりますので、私も野洲市の視察に行きましたけど、非常に勉強になりました。

ぜひ視察にそういうところに行って、勉強していただくような手だてをとっていただける

かどうか、最後にお尋ねします。

○議長（川口誠二君）

時間がございません。

○市長職務代理者副市長（中園昌秀君）

それについては、また今後、そこを含めて研究していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。（「以上です」と呼ぶ者あり）

○議長（川口誠二君）

21番森茂生議員の質問を終わります。

11時20分まで休憩いたします。

午前11時9分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（川口誠二君）

休憩前に引き続き再開いたします。

3番田中栄一議員の質問を許します。

○3番（田中栄一君）

皆さんおはようございます。3番田中栄一でございます。

本日も多くの傍聴の方がお見えになりまして、本当にありがとうございます。こういったことが議会活動に対して関心の輪が広がるということを期待しております。

初めに、去る7月の九州北部豪雨によりまして、不幸にしてお亡くなりになられました方の御冥福と、行方不明となっておられます方の一日も早い発見をお祈りしたいと存じております。また、家屋、それから農作物、こういったものに甚大な被害を受けられました皆様にも、心からお見舞いを申し上げたいと思っております。

平成24年に発生しましたこの八女地区の豪雨災害の数倍とも言われております被害状況なんですけれども、復興、復旧が早期になされることを願っております。

なお、今回の定例会も三田村市長は病氣療養のため欠席をされておりますけれども、一日も早い復帰をお祈りいたしております。

それでは、通告に基づき、質問をさせていただきます。

今回は、八女市も制度を活用して取り組んでおります地域おこし協力隊の活動と将来についての考え方について、隊員及び派遣されている地域双方の立場から質問をさせていただきたいと存じます。

地域おこし協力隊の制度は、人口減少や高齢化等の進行が著しい地方、まさしく八女市が該当いたしますが、その地域に地域外の人材を積極的に受け入れ、地域協力活動を実践してもらい、その人たちの地域への定住・定着を図ることで、意欲ある都市住民のニーズに応え

ながら、地域力の維持・強化を図っていくということを目的としたものでありまして、その財源につきましては、総務省の特別地方交付税で補填するものでございます。もちろん、市単独事業としても隊員を募集することも可能な事業でございます。

八女市においても、多くの隊員が各地域に移住し、市の嘱託職員としてそれぞれのミッション、基本活動に鋭意取り組まれ、活躍されておりますが、私は隊員の基本活動でありますミッションを遂行していく上で、活動に対するバックアップなど、隊員から制度運用への不満や課題は発生していないのか、また、制度の主目的でもあります隊員の地域への定住・定着のためには、任務終了後に隊員が地域で持続的に生活していく何らかの生活手段が必要だと思います。地域おこし協力隊員等の起業に関する総務省の支援制度以外に、市として独自のプランを策定し、支援をされているのか、そして、隊員が離任した後のミッションの持続がどのように図られ、地域力の維持・強化を図られていくのかなどについてお尋ねをいたしたいと思います。

あとは質問席より順次質問いたしますが、全権を受任されております市長職務代理者の中園副市長には、率直なお考えと方向性をお聞きしたいと思います。

なお、執行部におかれましては、簡潔、明瞭に答弁をお願いいたします。

○市長職務代理者副市長（中園昌秀君）

3番田中栄一議員の一般質問にお答えをいたします。

1、地域おこし協力隊の活動と将来について、(1)八女市における隊員の現状と活動内容についてでございます。

本市においては、平成25年度以降、14人の隊員を採用し、現在は8人の隊員が活動しております。活動内容につきましては、お配りしている資料のとおりでございます。

(2)隊員が地域への定住・定着を図るために市独自の起業支援など実施されているのかという質問でございます。

市内で起業を支援するため、1,000千円を上限として地域おこし協力隊起業支援補助金制度を実施しております。なお、隊員に特化した支援制度ではございませんが、商工観光課所管の新規創業・新事業展開補助制度についても、これまで2人の隊員が利用をしております。

次に、(3)隊員離任後のミッションの持続についてでございます。

隊員の離任後の定住・定着及びミッションの継続を見据え、あらかじめ受け皿となる部署や団体等と事前調整の上、隊員を募集しております。また、任期中も活動内容の進捗状況の確認や調整等を図るため、隊員や担当者との協議の場を設けております。結果として、離任した隊員6人のうち5人につきましては、就任期間中のミッションをそのまま継続し、もしくは一部かわりを持ちながら、事業を展開しております。

次に、(4)ミッション終了後の地域力の維持・強化策をどのように考えているのかという

質問でございます。

隊員の離任と同時に地域力の維持・強化に向けた働きが停止や低下することがないように、1人の隊員のミッションが終了した後においても、地域課題の状況に細かく配慮しながら、地域振興という行政の使命は果たしていきたいと考えております。

以上、答弁をいたします。

○3番（田中栄一君）

1点目の八女市における隊員の現状と活動内容について、もう少し詳しくお尋ねいたします。

全国では平成27年度ですけれども、2,625名の方が673団体で活躍されているということでございます。

八女市の状況表を作成して配付していただきましたが、これによりますと、先ほども言われましたように、延べ隊員数が14人のうち、離任された方が6人ということで、現在も8人の隊員の方がさまざまな基本活動、ミッションに取り組んでおられるようでございます。

隊員に応募される方は、市の募集要項を見て、ミッションの内容、待遇等について、納得の上に応募されたものと思っておりますけれども、実際、任務につかれてみて、現実とかなりのギャップは感じてあるんじゃないかなと思っております。隊員の意見交換の場、あるいは地域おこし協力隊の指南書的なネットワークを見てみますと、運用当局者、八女市に当たるんですけれども、八女市以外のところ、そういう自治体ですね、に対してさまざまな課題、苦言が発信、発言されております。

例えば、隊員が発案した商品を公立の販売所で取り扱ってはいけないなどの制約を課されたとか、あるいは募集要項と実際の任務が違っておったとか、研修に行く旅費なども予算が組まれていないために、なかなかそういうふうな部分で不便を感じておるとか、また、隊員の人柄が大きく影響するのかもしれないかもしれませんが、よそ者という感覚で地域の協力がなかなか得られない、あるいは地域となじめないなどの問題も発生しておるようでございます。

八女市ではこのような問題が発生しているとは思いませんけれども、担当部局として、どういった方法でこういう問題を把握しているのか、いくのか、問題や課題が発生したときのフォローをどうするのかということを課長にお尋ねしたいと思います。

○地域振興課長（平 武文君）

お答えいたします。

議員御指摘のように、実際、募集要項を見て応募して採用された隊員も、実際、着任後にさまざまな課題であったり、不安というものを抱く状況はございますので、まず基本的には、あの要項を詳しく丁寧にわかりやすく情報が正確に伝わるように工夫すること、それと採用時においても、面接、エントリーシート含めて、そういったものがきちんと伝わるようにま

ずることが基本でございますけれども、採用後に当たりまして、まず所属先と所属先を所管する支所、そして、事業の主管課でございます私ども地域振興課のいわゆる三層構造でフォローしていくことと、あとやっぱり隊員とのコミュニケーションが重要だと思いますので、毎月、全員集まって定例のミーティングといったものを開催いたしております。

以上でございます。

○3番（田中栄一君）

要項を詳しくというのはもちろんのことです。それとあわせて、やはり面接をきちんとやって、そして隊員の性格なり、1回ではちょっと無理だと思うんですけども、そこら辺の支出というものをきちんとする、それから、所属先、それから地域、そういった関係者の方ですね、これらと綿密な連携をとるということは大事だと思います。

毎月、隊員の定例会のことをやっているとおっしゃいますけれども、なかなか隊員さん方は非常に優秀な方ばかりですので、自分の思ったことはどんどん言われるかもしれませんが、中にはやはり遠慮というものがあると私自身も思います。私自身もなかなか言えない部分もありますので。そういった中で、この隠れた部分というのを、隠れた不安とか、そういうやつをどう引き出すのか、そこら辺が課長の手腕が問われると思うんですけども、そこら辺について、ちょっと思いがあればお尋ねします。

○地域振興課長（平 武文君）

お答えいたします。

当該事業の一つの特徴といたしましては、例えば、機械相手でありますとか、財源措置、そういった物を中心とする事業ではございませんで、あくまでも人間を相手とする、感情を持つ人間を相手とする、対象とする事業でございますので、やはり信頼関係が重要だと思います。信頼関係を培うためには、日ごろのコミュニケーションですね、業務内外含めて積極的に見かけたときは声をかけたり、時間外のイベントを企画したりと、そういったところで接触を多くすると、そういった心がけは続けております。

○3番（田中栄一君）

ぜひともそういうコミュニケーションを通じて信頼関係を醸成されまして、その隊員の方が思う存分、ミッションに対して活動されるようなことを期待しております。

次に、一部だと思いますけれども、隊員を派遣された地域の方ですね、これが隊員のことや、何ばやりよっとかいということでは知らんという声をお聞きすることもございます。隊員が地域を回って顔を知ってもらおうと、私はどこのどのどういう者で、どういうことをやりますということを知ってもらうことも大事なんですけど、やはり市としても関係地域に隊員や任務を周知する、こういったことも非常に大変大事なことなんじゃないかなと思っております。当然、先ほど言われました所属先とか地域、この地域というのは、関係者、要するに区

長さんとかそういった方が主じゃないかなと思うんですけども、やはりそこら辺の周知、区長さん方に頼るんじゃなくて、やはり市としても独自の隊員の活動状況とかそういったやつをそのミッションの地域に知らしめると、こういったことも必要なんじゃないかなと思いますが、その点いかがでしょうか。

○地域振興課長（平 武文君）

お答えいたします。

まず、やっぱり事業的な成功といいますか、隊員がこの事業を通して十分な成果を上げるためには、地域の御協力というのは欠かせません。市内関係はしかりでございますが、やっぱりそのためには地域の皆様に知っていただく、そして受け入れていただくという形が重要だと思います。

ただ、一つ、私どもの特徴というか、条件としましては、募集する、そして配属する配属先が、やっぱり3年後の定着移住に結びつきやすい場所を選んでおりますので、例えば、それは一事業所の一デスクであったり、そういったところで非常に活動の範囲が、一個人が活動できる範囲としてはやっぱり限られてくるというものがあると思いますので、漫然とその地域協力活動のみを進めていっては、なかなか地域の皆様にも知っていただけないと思いますので、市の広報紙、市のホームページ、こういった媒体を使ったり、地域のイベント、運動会でありますとか、そういった集まりとかに積極的に顔を出して御挨拶するよというものは、隊員個人の活動の範囲内でありますので、量的に十分かどうかという議論はございませけれども、そういう心がけは隊員とも話しているところでございます。

以上でございます。

○3番（田中栄一君）

私の地元にも2名の隊員を配属させていただきまして、当然、地域内に移住されて生活を営んであるわけですけども、先般来行いました大淵献燈祭とか、あるいは地域の運動会なんかにも、積極的に参加いただいてやってもらっておりますけれども、それでもやはり知らない方がいらっしゃるという状況でございますので、ぜひともそこら辺、地域を上げてこのミッションというのが成功していくように進めるためには、そういった知ってもらうということが大事だと思いますので、そこら辺、今以上に努力をお願いしたいと思います。

次に、ミッションの決定でございます。地域の課題を発掘し、それに対する対処をどうするのかということでミッションが決定されると思いますが、この状況表を見てみますと、星野地区ではちょっとまだ次の項目で募集されておりますけれども、地域ブランド開発とか6次産業化など3点にわたるミッションを実行する隊員をまた募集されております。2期目ですね、これは、2期生になりますけれども、言うはやすし、行うはかたしで、この6次産業化というのも大変厳しい問題がある。そういう中で1年契約で3年間限度ですよ、この

隊員制度は。ということで、果たして実現可能なミッションなのかという思いもするわけですよ。それで、ミッションの決定に当たって、地域、ここと十分協議はされていると思うんですけども、まずどのような組織で、そしてどう協議を進められて募集に至るのか、また、行政と地域、それから地域と隊員の連携、これがどのようになされているのかという点についてもお尋ねしておきたいと思います。

○地域振興課長（平 武文君）

お答えいたします。

隊員の募集につきましては、予算編成期ですね、これも本当、庁内作業でございますけれども、庁内各課に地域おこし協力隊の採用要望調査というのを実施いたします。そのシートの中に、支所、それと各課を通して受け入れ先、受け入れ団体、これは地域のことだと思いますけれども、受け入れ団体、そしてミッション、活動内容といったものを記入したものを要望として集め、そして私どもは地域おこし協力隊事業としての観点から考えますし、各課、そして支所はやはり地域課題の面からこの事業を考えるということで、そこで協議の場を持ちまして、最終的にどの地域にどういう活動内容、ミッションで隊員をとということで決定する仕組みになっております。

ただ、今回、先ほど星野村の隊員の募集の件、ちょっと触れていただきましたけれども、残念ながら、年度の当初から募集しておりますが、うまく採用できていない状況ではあると思いますので、このミッションの内容、その大きさですね、困難性、そういったものを含めて、やはりここはひとつ見直す必要があるのではないかと内部でも協議をして詰めているところでございます。

以上でございます。

○3番（田中栄一君）

やはり庁内でミッションを決定されるということは、かなり高度な考え方に基づいてやられると思います。協力隊員はこれを1人でやらにゃいかんわけですよ。やはり行政と隊員がきちっと連携をとって、かつ地域との連携をとってやらないと、実効性に乏しいのかなとも思いますので、そこら辺、やはり隊員募集したよ、あとは自分たちでどんどんやってくれということじゃないとは思いますが、そこら辺にやはり温かい手を差し伸べて、力に十分なっていただきたいと思います。

次に進みます。2点目の、隊員が地域への定住・定着を図るために市独自の起業支援など実施されているかということについてお尋ねいたします。

総務省の平成27年3月末の調査では、周辺町村まで含めた定着率が6割ということでございます。実際には自治体内の定着率、ミッション地域への定着率というのは大きく下がるということで、先ほど副市長の答弁のほうにもありましたが、八女市の場合は現在まで延べ14

人、そのうち離任者6人ということで8名の方が今現在残ってやっておられますけれども、その離任者6人のうち、2人が市外へ転出、市内への転居が2人、地域に残っている方はわずか2人で33%なんです。総務省の目的は、地域への定住・定着を目的としておりますけど、33%しかないということでもあります。このうち、1人は行政の要請もあったのかもしれませんが、地域からの要望もあって、集落支援員として地域に残っていただいております。大変ありがたいことだと思っておりますが、熊本県の多良木槻木地区では、この集落支援員で一生懸命頑張っておられた方が、トップの考えによってぽんと解任されるということもあります。これについての、集落支援員は期限がございませぬけど、本来は地域に長年お住まいの方が地域を支援していく、そういう役割を持たれる制度だと思いますけれども、そういうことで、やはり地域の魅力を高め、地域力の維持・強化を図ろうという志を持って移住された方が、なぜ地域に定着していただけないのか。当初申し上げた地域のよそ者という感覚が尾を引いているのかもしれませんが、任務終了後に地域で持続的に生活していく生活基盤となる収入の見通しが無いということも大きな一因ではないかなと思っております。隊員には、任務期間中に地域にしっかりと生活基盤をつくる上で、起業するための準備期間と資金が必要とされます。農業をやるにしても当然、資金面が必要なわけでございますけれども、総務省では隊員が起業に要する経費として、最終年次、または任期終了翌年に起業する者に対して1,000千円を上限とする支援制度があります。市にもこの支援金を受け入れる地域おこし協力隊起業支援補助金、先ほど副市長のほうからも答弁がありました。そういった補助金の制度、それから新規創業制度関係、それと農業をされるためには農業のいろんな就労支援などの補助制度がいろいろあるわけですが、私は現在の資金面、俗に1,000千円です、1,000千円で本当に大丈夫なのか、私は不十分だと思っております。

また、ここは大事なんですけれども、資金以外にも起業の方法などのスキル面での支援、それから、隊員の起業に対して市が積極的にかかわって地域への定住・定着を求めていく姿勢、ここら辺が求められるんじゃないかなと思っております。この点について、職務代理である副市長、ちょっとお考えをお尋ねしたいと思いますけど。

○市長職務代理者副市長（中園昌秀君）

お答えをいたします。

この地域おこし協力隊の趣旨目的については、冒頭、田中議員のほうから説明をされたところでございまして、我々も同じく定住していただくように、これについては努力をいたしているところでございます。

これはちょっと思い起こしますと、平成25年9月に一番最初にこの制度を始めたところでございまして、ちょうどそのときは地方創生が始まる前でございまして、八女市は非常に人口減少が進んでおったということで、先んじて、先ほどおっしゃった人口減少対策、高齢化対

策を、そういったところから地域おこし協力隊という制度を利用しながら、人口減少対策について取り組んできたところがございます。

今、御指摘のとおり、一番大事なところは、3年間、国の制度がございますけれども、その後、いかに残っていただくのかというところが非常に大事なところがございます。今、なかなか定着率は低いんじゃないか、33%ということで低いんじゃないかというような御指摘もいただいておりますけれども、一番最初雇用した方たちのことを、ちょっと今私も思い返してみますと、確かに1人は星野村で頑張っていたいただきましたけれども、どうしてもやはり我々としては当時、しっかり慰留に努めたところがございます。あといろんな形で支援もしていくということで、何とか残っていただくようにということで話したことは記憶にございます。やはりこれから先は、本人の気持ちというのがございまして、どうしても性格的な問題もあって、なかなかなじまないということもございましたので、仕方なく、この方については八女市を外れていくという形になったわけがございますけれども、そのほかの方たちについては、先ほどいただいておりますとおり、笠原地区のほうにはそのまま残っていただいて、笠原のほうではあといろんな事業を考えていますので、そこで中心的に携わっていただくということで、本人の意向もしっかりございましたので、そういった形で残っていただくという形で国の制度を活用しながら、今、頑張っているところがございます。

あとには、先ほど私も答弁しましたけれども、一番私としてうれしかったのは、当初の目的とは少し外れましたけれども、地域おこし協力隊の中のお二人がめでたく結婚をされて、今、当初の目的とは少し外れましたけれども、市内のところで新たな事業を展開しておると。そうして、そこにまた八女で働いて、地域おこし協力隊で頑張っていた方が、住居は久留米のほうに住んでらっしゃいますけれども、その中で一緒に事業を展開していくということで、地域おこし協力隊の人たちが八女市の活性化に少し、目的は変わるかもしれませんが、そういった形で頑張ってください。こういった中には、私も途中から外れましたけれども、担当部署と地域おこし協力隊の方たちのしっかりしたお互いの協力、意見の交換、何とか残ってください、定住してくださいというような意見もしっかりあったらと思います。

したがって、先ほど議員のおっしゃった起業支援で国の総務省のほうで交付税で1,000千円措置しますと、これについては非常に少ないだろうとおっしゃっていただいておりますけど、これについては一定、どのくらい実際かかったのかということについては検証する必要があるかなと思いますけれども、それについては今後の課題ということで言うておきまして、それ以外については市のほうとしてもできるだけ目的どおり残っていただくということについては、担当部署を初め、慰留に努めておるところだと思います。そういった結果もあって、今後、先ほどおっしゃったとおりミッション、こういったものについてもできるだけ定住化

につながっていくような形がつながってくるのではないだろうかと思っておるところでございます。

福島地区の中で、伝建地区で非常に頑張っていたいただいた方も、今、林業の6次化産業という中で、また新たな事業の展開も考えておりますので、そういった中で今残っていただいております。そういった形で、市としてもできる限り残っていただくということで努めておりますので、今後とも、まだいろいろございましたら、またいろんな意見を聞かせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○3番（田中栄一君）

副市長が言われることは十分わかります。思ひはいっぱい隊員に注いでいますよ、お金は出しませんと。1,000千円は出しますけど、これは財源が確保されていますので。

そこら辺、ちょっと一つの事例を出しますけど、総務省の特別のやつは1,000千円、これを財源として八女市も組んでいると思うんですけども、島根県的美郷町ですね、ここは2,000千円組んでいるんですね。1,000千円を市単独で組んでいるというところもございまして、それだけ資金面でも、十分に力を入れていると感じております。

それから、近年、新しい仕事をつくり出したいとかという思ひやアイデアを持って起業にチャレンジする人材を募集する起業型地域おこし協力隊という募集もあっております。これは課長御存じだと思いますけれども、また、起業を目指す人や受け入れ側である自治体双方をサポートしますローカルベンチャースクールというプログラムもあるようでございまして。このような方法を八女市でもぜひ取り入れていただきまして、隊員が地域で起業し、地域に定住・定着するような仕組みづくりをもっと積極的に進めていくべきじゃないかなと思ひますが、この点については課長、いかがでしょうか。

○地域振興課長（平 武文君）

お答えいたします。

起業支援につきましては、その補助金の額含めて、今後、隊員の意見、状況等も聞きながら、検討は進めていきたいと思ひますが、1つ、私の手元にデータがございまして、これは平成27年度に総務省で調査された地域おこし協力隊の定住状況等に係る調査結果という資料が手元にございまして、これは結果から分析した資料でございまして、結果的に同一市町村内に残った隊員がどういった仕事をしているかという調査でございまして、この隊員のうち、半数ですね、47%はやはり就業ということで、やっぱりある会社なり法人に属して、そこからサラリーをいただいて生活するといったところでの残り方というのは、やっぱり結果的には最多という形になっております。隊員自身も、その前職、経歴等はやはりサラリーマンからの転身が多くございまして、協力隊自身も月給で生活するというところでもございまして、ひとつ定着という観点からは、やはり地域に雇用する法人、組織、こういったものをつくり

上げると、この観点も一つ大事だと思います。もちろん、起業して、彼らがみずから業を起すということも、現状、そういった雇用が少ない現状からすると、極めて魅力的なポイントではございますけれども、こういった雇用先、雇用元を企業誘致、それともそういったさまざまな分野を研究しながら考えていきたいと考えております。

以上でございます。

○3番（田中栄一君）

今の課長のお話では、47%の方が雇用をされて、その地域、町村内にとどまっていられるという中では、その雇用の場というのが大変大事だということで、地域に対しても起業をされたり、あるいは周辺にそういった雇用の場を確保するということが非常に大事だということが調査結果から見てとれるということでございます。

次に、3点目の隊員離任後のミッションの持続ということについてお尋ねします。

状況表であらかたの持続ができていけると思うんですけども、ミッションというのは隊員さんがおられて一過性のものであってはならないと思いますけれども、目的に到達したからといっておろそかにすれば、地域力の維持・強化どころか、後退するということは明らかでございます。隊員であった方が、地域で生活基盤を確保して定住・定着され、継続して取り組まれていくということが理想なんですけれども、地域での生活が持続可能で、地域が魅力的にならなければ、難しいことだとも思いますし、一方で、住民の方が率先してミッションに取り組まればとも考えますけれども、現在の生活基盤を犠牲にしてでもというのは酷なことではないかなと思います。八女市の場合は、さまざまな形でミッションの継続を図られているようでございます。ただ、隊員が3年を超える場合は、特別交付税の措置はされませんが、市単独事業として継続することも可能だと思います。当然、単独財源が必要となりますので、行政の方向性としてきっちりとビジョンを策定することが求められるんじゃないかと思っております。

それから、地域おこし協力隊員と集落支援員、これについては制度目的は若干違いますが、ミッションの持続を図るという一つの方法としては有効な手段だと思っております。今後もこういった形をとられて地域のミッションを継続されるのか、あるいは違う形の研究もされているのか、そこら辺についてちょっとお尋ねしておきたいと思っております。

○地域振興課長（平 武文君）

お答えいたします。

当該事業につきましては、隊員本人ももちろんですが、隊員、地域、そして行政もまさに事業の当事者でございますので、3年後の任期が経過したとはいえ、そこから無責任な態度、姿勢というのは問題があるかと思っております。

現状の限られた選択肢の中から隊員に残ってほしい、残れるということを私ども考えてい

きます。行政に近い領域から考えていきますと、今、御紹介いただきましたまず集落支援員制度の活用でありますとか、例えば、現在も隊員の何人かは市の施設の維持管理、運営に携わっておりますので、この施設の施設自体、そして施設の事業自体は、今後も永続的に続いていくものと思われまますので、その継続に何らかの従事していくと云ったところでなりわいとしていく方法もございませし、近年はやはり、公的な範囲でも民間企業がビジネスチャンスとして民間企業の範囲内で公的な分野で活躍される部分もございませますので、先ほど林業の6次化という御紹介もございませましたけれども、こういった法的な分野で活躍される民間事業者、民間企業に就業する、こういった形で行政に近い領域からはこういった3つの類型で現在は検討というか、そういったものを進めているものでございませ。

以上でございませ。

○3番（田中栄一君）

起業も大事なんですけども、やはりそういった部分で生活手段を確保しながら、やはりその地域に残っていただくという部分で行政もぜひお願いしたいと思ひませ。

次に、4点目のミッション終了後の地域力の維持・強化策をどのように考えているかという点についてお尋ねいたしませ。

先ほども言ひませたけれども、ミッションを持続し、発展させることで地域力の維持・強化が図られていくと思ひませますが、そればかりでは地域力を維持・強化することには限界があると思ひませます。ミッションを遂行していく上で、その地域特有の課題ややり方等が新たに見えてくると思ひませます。地域おこし協力隊員を配置することが最終目標ではないということは、私自身も行政自身も十分御承知だと思ひませますけれども、ミッションを遂行し、目標に到達したら、新たなミッションを明確にして、地域力の維持・強化をさらに図っていくことが求められませ。そして、地域特有の課題に対して、これが洗い出された地域特有の課題に対して、別途政策を講じていくことも必要だろうと思ひませ。ここら辺については、副市長の見解をお尋ねしたいと思ひませ。

○市長職務代理者副市長（中園昌秀君）

ミッションが終了した後、どうするのかということだろうと思ひませますけれども、これにつきましては、私たちも3年が過ぎたからカットするよと、そういった考え方は実際持っておりませんで、今までも3年と、7カ月なる方も7カ月分については市単独で雇用すると、そういった形で持ってきたところだ。

いずれにしても、今、議員がおっしゃっておりませたとおり、ある一定の目的が達成をする、期間も満了する、そういったところでどういった課題がその中にまだ残っているのか、そこをきちんとまずは整理しなくちゃならないと思ひませ。本当の意味でそのミッションが終了したのか、もうこれで地域おこし協力隊の派遣の必要はないのか、そういった

ところもきちんと行政として見きわめる必要があるだろうというように思います。それは地域の方としっかり話をする。それと、地域おこし協力隊の本人が、今度どういった気持ちでそこで持っておるのか、そういったところも非常に一つは大事だろうと思います。性格的な問題もあって、合う、合わない、こういった考え方を持っているよとか、そういったところもいろいろあるだろうと思いますので、いずれにしましても、ある程度の3年というミッションが過ぎた後に、本人、それと市、この地元から、本当にこういう継続が必要だということであれば、私はそれについては継続していく必要はあるだろうというように思っています。

ただ、このときの財源問題、どうするのか、ここはひとつしっかり、いろんな今、国の支援制度もありますので、そういったところをうまく活用するという方法もありますし、なければ必要性においては単独事業でも雇用する必要があるのではないだろうかというように思っております。いずれにしましても、一定のミッションが終わった後にきちんとした総括をやって、今後の展開、これを市、それから地元、それから本人のところでしっかり議論をしていく必要があるだろう、総括していく必要があるだろうというように思っておるところでございます。その後はどうしていくのかということも、必要があれば、私は継続していかなければならないと思っておるところでございます。

○3番（田中栄一君）

残任期間が10カ月を過ぎられた方もいらっしゃいます。地域としては残任を非常に希望しているんですけども、聞いたところによりますと、ちょっと離れるということもございしますので、やはり地域にとっては非常に貴重な人材でありますし、貴重な若者でございます。そういうことで、隊員が地域に溶け込むためには、やはり人によっては違いがあるかもしれませんが、10年ほどかかるんじゃないかと、長期スパンで考えていかにやいかん、人と人之间はですね、そういうふうな思いがあります。地域おこし協力隊のネットワーク、これによりますと、非正規職員として単純作業を任務とさせるブラック企業だと、自治体名を名指しで批判されている部分もあります。そういう自治体もございしますので、そのようなことが、これは八女市には絶対ないと思っておりますが、夢のある、やりがいのあるミッションを任務とする職員を育てながら、やはり地域力の維持・強化を図る政策をきちんと講じて実践していただくということをお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（川口誠二君）

3番田中栄一議員の質問を終わります。

午後1時まで休憩します。

午後0時4分 休憩

○議長（川口誠二君）

休憩前に引き続き再開いたします。

24番松崎辰義議員の質問を許します。

○24番（松崎辰義君）

皆さんお疲れさまです。日本共産党の松崎辰義です。

まずは、今回の九州北部豪雨によってお亡くなりになられた方々に心からお悔やみを申し上げます。また、被災された皆さんにお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復興を願うものであります。

それでは、通告に基づき一般質問を行います。

まず、同和問題についてであります。

部落差別の解消の推進に関する法律は、日本共産党が断固反対する中、昨年12月9日、参議院本会議で可決成立し、16日に施行をされました。

この法律は、部落差別の解消推進のための理念法と言いながら、逆に新たなしょうがいをつくり出し、部落差別を固定化、永久化する重大な危険をはらむものであります。それは、部落差別解決のための血のにじむような歴史を冒瀆する逆流でしかありません。

この法案は、昨年3月からわずか1カ月半でばたばたとまとめられ、5月に提出をされました。法案提出者は、糾弾は一切ないようにきちっと条文をつくった。旧同和三法のような財政出動の根拠に使われるようなものではない。旧同和地区や地区住民を特定した実態調査は全く考えていないなどと弁明をしています。

自民党が中心になって起草した参院法務委員会附帯決議は、過去の民間運動団体の行き過ぎた言動が部落差別を阻害してきた要因であることを厳しく指摘し、また、国や自治体が行う教育及び啓発や実態調査によって新たな差別を生むことがないように強く求めるものとなっています。

そこで、この法律、部落差別の解消の推進に関する法律について市の見解をお尋ねするものです。また、施行後の市の具体的施策はどのように変わったのか、お尋ねをいたします。

次に、災害対策についてであります。

5年前、八女市も豪雨により大きな被害を受けました。星野や笠原地区においては、幹線道路が寸断され、孤立する地域が多数出て、救助もままならず、復旧のめども立たないという状況でした。急遽、迂回路がつくられ、何倍もの時間をかけて目的地へ行かなければなりませんでした。しかし、迂回路があったからこそ少しずつでも日常生活が取り戻せたと思います。災害復旧が大方終わった今こそ災害における迂回路の整備を進めることが必要ではないでしょうか。特に中山間地においては、幹線道路は河川に沿ってあります。補強はされた

ものの、二度と被災しないという保証はどこにもありません。迂回路の整備計画についてどのように考えておられるのか、お尋ねをいたします。

最後に、環境問題についてであります。

さきの6月議会でも取り上げましたように、うすま・ふぁーむばーくの悪臭については、地元住民の方々から、まだにおいがするなど、苦情は絶えておりません。そして、ことし12月は更新の時期を迎えます。鎌田副市長は、県へ申し入れをすと言っておられましたが、その後申し入れは行われたのか。申し入れを行ったのなら、どのような申し入れが行われたのでしょうか。さらに、副市長の仲介で、うすま・ふぁーむばーくと地元のみどりの会が直接話し合いをできるよう取り計らっていただいたと聞いています。直接の対話は解決の大きな糸口になると期待をしていましたが、なくなったと聞いています。どのような経緯で頓挫したのか、今後、直接対話についてどのようにお考えなのか、お尋ねをいたします。

あとは質問席より順次質問を行いますので、明快な答弁をお願いいたします。

○市長職務代理者副市長（中園昌秀君）

24番松崎辰義議員の一般質問にお答えをいたします。

1、同和問題について、(1)部落差別の解消の推進に関する法律について、市の見解はという質問でございます。

平成28年12月16日に、部落差別の解消の推進に関する法律が施行されました。長く使われてきた同和問題という用語を使わず、初めて部落差別という言葉が使用され、部落差別の存在を認識して示されています。

この法律は、罰則規定のない理念法となっています。部落差別は許されないものであるとの認識のもと、部落差別を解消することを重要な課題と捉え、部落差別のない社会を実現することを目的としている法律でございます。

同和対策特別措置法に基づいた地域改善対策特別事業にかかわる国の財政上の特別措置に関する法律の事業により、生活環境などのハード面の改善はある一定進みました。しかしながら、依然として社会の中には部落差別が存在し、解決に至っていない状況です。今後も国や他の地方公共団体との連携を図りながら、部落差別のない社会の実現を目指し、さまざまな事業や啓発を推進していくことが必要であると認識しているところでございます。

次に、(2)施行後の市の具体的対策は、どのように変わったのかという質問でございます。

かつての同和対策特別措置法は、対象とする地区と人を限定し、同和地区の環境改善と地区住民の生活向上を目指すハード事業を実施するためのものでありましたが、今回の部落差別の解消の推進に関する法律は、部落差別のない社会を実現することを目的としたものでございます。情報化の進展に伴って部落差別に関する新たな状況の変化が生じていることを踏まえ、部落差別は単に同和地区だけの問題でなく、社会全体の問題として捉える必要がある

と考えています。

八女市では、この法律の目的を踏まえ、部落差別の解消に向け、引き続き取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

2、災害対策について、(1)被災地の幹線道路の迂回路の整備計画についてという質問でございます。

本市では、国道、県道、市道ともに地形に沿って中山間地域を縫うように走っており、平成24年の九州北部豪雨では、各地で道路が損壊し、多くの集落が孤立することになりました。当時、通行不能箇所においては、緊急に各関係機関、地元と調整を行い迂回路の確保に努めました。迂回路の多くが急峻な地形で幅員が狭く、急勾配の道路であったため、片側交互通行を余儀なくされ、待ち時間も含めて迂回に多くの時間を要しました。このように、山間地特有の道路事情となっており、迂回路として利用できるような道路整備が必要だと認識しております。

平成24年の九州北部豪雨から5年を経過し、復旧工事も今年度末で全て完了する予定でございます。道路は最も重要なインフラの一つで、市民生活への影響も大きいことから、今後は、当時の迂回路で発生した問題点等を整理し、安全な通行が確保できるよう、関係機関と連携しながら災害に強い道路の整備に努めていきたいと考えております。

次に、3、環境問題について、(1)うすま・ふぁーむぱーくの問題について、県への申し入れを行ったのかという質問でございます。

当該施設については、6月議会でもお答え申し上げましたとおり、本年12月15日が産業廃棄物処分業の許可期限となっているため、去る8月24日、鎌田副市長が県に出向き、許可更新の際の悪臭防止対策の一層の強化を要望したところでございます。

次に、(2)今後の市の対応は、どのように考えているのかという質問でございます。

昨年度、事業者においては、福岡県リサイクル施設整備事業費補助金を活用した設備改善に取り組み、新たにバイオ脱臭システムが増設されたところでございます。本年6月5日に臭気測定を行ったところ、悪臭防止法の臭気指定規制基準の12を下回る10未満であり、これまでの取り組みが一定の成果を上げているのではないかと考えております。しかしながら、夜間や早朝に時折悪臭がするとの苦情が寄せられていますので、引き続き、施設の運転状況や周辺地域での調査を継続的に行いつつ、県や地元団体とも連携しながら対策に取り組んでまいります。

以上、答弁申し上げます。

○24番（松崎辰義君）

まず、いわゆる部落差別の解消の推進に関する法律は、2003年3月末に同和問題の特別対策を終了し、一般対策のもとで問題や課題解決を図るとした合意に反し、法文上、定義もな

しに部落差別の実態調査や施策の実施、教育、啓発、相談体制の強化を義務づけ、恒久的に行うという社会問題解決の歴史を逆流させる法律だと思うわけです。

1969年に同和対策事業特別措置法が、1987年に地域改善対策特別事業にかかわる国の財政上の特別措置に関する法律——地対財特法ですが、施行され、2002年には、地対財特法が期限を迎え、同和問題の取り組みは特別対策から一般対策へ移行したにもかかわらず、2016年12月16日に今の部落差別の解消の推進に関する法律が、公布、施行となったわけです。重複するかもしれませんが、この法律についてどう考えているのか、いま一度お尋ねをいたします。

○人権・同和政策課長（城後徳博君）

お答えいたします。

1969年からの同和問題にかかわる特別対策では、期間や対象地域を限定して取り組みを進めてきましたが、2002年、特別対策終了後は一般対策へ移行して必要な取り組みを進めてまいりました。1996年の地域改善対策協議会の意見具申では、同和問題に関する国民の意識は解消に向けて進んでいるものの依然として根深く存在しており、その解消に向けた教育及び啓発は引き続き積極的に推進していかなければならないと示されております。この提言に基づき、2000年に人権教育及び人権啓発の推進に関する法律が定められ、教育、啓発に取り組んできたところですが、戸籍の不正取得やインターネット上での部落地名総鑑が発見されるなど、情報化の進展に伴い、部落差別に関する状況の変化が生じております。

このような中、2016年12月に、部落差別の解消の推進に関する法律が施行をされました。部落差別の解消に関し、基本理念を定めた法律でございます。

まずは、本法律の目的である部落差別を解消することを重要な課題として捉え、部落差別のない社会を実現するため、市民一人一人が部落差別は許されないものであるとの認識に立つために、教育及び啓発をしっかり行っていかなければならないと思っております。あわせて、本法律の中で、当該教育及び啓発により新たな差別を生むことがないように留意することと述べられております。当然あってはならないことと考えております。今後も引き続き部落差別の解消に向けて努めてまいりたいと思っております。

○24番（松崎辰義君）

部落差別はあってはならないこと、当然のことですね。今までも人権問題としていろんな問題、差別は絶対に許されないというのはわかるわけですが、ただやっぱりこの問題はいずれ解決するであろう、解決しなければならぬところで時限立法として今までやってきたわけですが、今回は恒久法ということが示されております。この法律の施行により我々が一番危惧するのは、新たな差別を生み出し、部落差別が固定化、永久化する危険があるのではないかと。この法律によって部落差別は永久になくならない、そういう問題に発

展するのではないかというところが一番危惧するところですが、その点はどのようにお考えなのか、お願いします。

○人権・同和政策課長（城後徳博君）

お答えいたします。

本法律に期限の定めはありませんが、第1条に、「部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。」と示されております。一日も早くその日が来ることを目指している法律でございます。

同和対策審議会答申も、同和問題もまた、全ての社会現象がそうであるように、人間社会の一段階において発生し、成長し、消滅する歴史的現象にほかならない。したがって、いかなる時代が来ようと、どのように社会が変化しようと、同和問題が解決することは永久にあり得ないと考えるのは妥当でないと指摘をしております。また、寝た子を起こすな論の否定も意味をしております。

このような観点から、今後も引き続き部落差別の解消に向けた施策を進めていく必要があると思っております。

○24番（松崎辰義君）

今の中で、一日も早く解決していく、そういう日が来なければならないと。

それから、永久にこういう問題が解決できないと考えるのは妥当ではないというようなことが言われました。つまり永久法ではおかしいんじゃないかということは今言われたと私は思います。そういう考えであるならば、やはりこの法律に対しては問題があるんじゃないかなと思っております。

それと、じゃ、実際に差別がどういうふうにあるのか。差別事象の問題ですけれども、ちょっと調べてまいりました。

法務省の統計によりますと、これが、人権問題全体としては、平成27年が2万9,909件あっております。そのうちの差別待遇事案が741件、その中で、しょうがい者に関するものが265件、同和問題に関するものが93件、外国人に関するものが85件、高齢者に関するものが49件、女性に関するものが44件、同一性しょうがいに関するものは13件、性的指向に関するものは6件となっております。

そして、平成28年、人権問題全体的には1万9,443件、減っているわけですね。そして、差別待遇事案が681件、これも741件から減っております。そして、内訳ですけれども、しょうがい者に関するもの286件、これは、プラス7.9%になっておりますけれども、同和問題に関するもの78件、マイナスの15件です。外国人に関するものは59件、高齢者に関するものは50件、女性に関するものは42件、同一性しょうがいに関するもの6件、性的指向に関するもの5件となっております。人権問題の全体からすると、同和問題に関するものというのはわ

ずか0.4%であります。これが今の実態だということなんです。そういう中で、本当に部落差別を永久法としてつくる必要があったのだろうかとは思うところです。

じゃ、差別事象が、私は法務省のやつだけしか知りませんが、もし今、県のやつとか市のやつでそういうデータがあるならばお示しをいただきたい。ぜひそういったものについてはデータを調べておいてくれとはお願いしていたつもりですからあるかと思いますが、県、市、あればお願いします。

○人権・同和政策課長（城後徳博君）

お答えいたします。

平成27年度において、県及び県内市町村が調査し、把握した人権侵害事象、差別事象事件は202件でございます。内訳につきましては、同和問題が37件、しょうがい者問題が134件、外国人問題が6件、その他が25件でございます。

八女市におきましても、平成28年3月に、宅地建物取引業者による土地売買の件で、同和関係の事務所が近くにあるので買えないといった旨の土地差別事件が発生をいたしております。この件につきましては、宅建業者に取引相手などから同和関係について質問を受けた場合、宅建業法第47条、重要な事実の不告知禁止に抵触しないという解釈や運用を十分に周知していただき、研修会の開催をお願いしたところでございます。

○24番（松崎辰義君）

今、同和問題が37件と言われましたけれども、その同和問題の内容、どういう差別と申しますか、事象があったのか、その点、わかればお願いします。

○人権・同和政策課長（城後徳博君）

お答えいたします。

同和問題のうちの発生状況の内訳ですけれども、落書きが4件、発言が25件、インターネットが6件、その他が2件でございます。

○24番（松崎辰義君）

落書き問題については、公衆トイレとか、いろんなところに落書きがされているということは以前からございました。私たちはやっぱりそれが特定した人を差別するような落書きであったのかどうか、その点。やっぱりそういう問題を特定もできない、ただ単にそういった落書きを本当に差別事象と言えるのかと思っているわけですけれども、落書きについて、数は少ないですけれども、特定されたような落書きがあったのかどうかをお願いします。

○人権・同和政策課長（城後徳博君）

お答えいたします。

落書き事件については、久留米市のほうで10件程度発生をいたしております。今、その落書き事件の解決もまだ至っておりません。

落書きの内容ですけれども、例えば、私は城後ですけれども、城後は部落民という落書きがあっただけという報告を受けています。そういうことで、例えば家族の方、子どもがその落書きを見たときにどう思うかということが問題視をされておるところでございます。

1件、事例を述べさせていただきました。

○24番（松崎辰義君）

そういう落書きが1件あったと。名字で、固有名詞が全部書いてあったのかどうかはわかりませんが、落書きは以前からそういった問題の中で、やはり大きく取り上げるのではなくて、特定されているものはやっぱり問題ですけれども、そういった特定されていないものについては、やはりそれを問題視することのほうが問題を大きくしてしまうのではないかなど、そう我々は捉えて問題にしないほうがいいということでやってきたところですが、同和問題の中で特に結婚問題、これが一番言われると申しますか、差別という中でそれが大きく取り上げられるわけですが、多くの結婚適齢期の若者の間では、差別に対するこだわりというものがやはり解消されつつあると、かなり解消されているのではないかと思います。周囲の関係者の説得とか、応援とか、いろんなしょうがい乗り越えてゴールインしている事例もたくさんあるわけですから、そういう問題では大きな社会問題として捉える必要があるのか、社会問題とは言えなくなっているのではないかと我々は捉えておりますが、この件についてはどのようにお考えでしょうか。

○人権・同和政策課長（城後徳博君）

お答えいたします。

結婚問題につきましては、統計によりますと、件数がかなり減ってきているという報告を受けています。この件につきましては、この間の啓発の成果と申しております。ただし、結婚問題の件数として上がってこない、結婚に至るまでの経過や結婚されてからの差別という事実が今でも残っておるところを認識しておく必要があると考えております。

以上です。

○24番（松崎辰義君）

これは、自由同和会の平河秀樹中央本部事務局長の発言ですけれども、今や同和地区にいる関係者はわずか4割。今の20代の若者が結婚する場合、8割以上が部落以外の、いわゆる一般の方と結婚し、その7割までが結婚に際して全く反対がなかったとし、このくらい同和問題は解決に近づいており、よく、いわゆる解放同盟ですけれども、解放同盟が同和地区に忌諱されているという事実とは違ふと。これは昨年8月の京都シンポジウムで平河中央本部事務局長が発言した内容です。

このように、関係団体の方も言っておられるのが事実。そして、今、課長も申されたように、減ってきている。確かに言われるように、それが全くなくなったのかと言われれば、そ

うではないと我々も認識はしております。それはあつてはならないことですが、じゃ、これが大きな社会問題となるのかと、そこまでの問題なのかということが1つ問われているのではないかなと。やっぱりここまで解決しているんだということをきちんと市民の皆さんに知らせていくこと、このことが私は大事ではないかなと思いますが、その点いかがですか。

○人権・同和政策課長（城後徳博君）

お答えいたします。

議員が言われるとおり、結婚問題における被差別の当事者にとって、差別の被害を訴えるという件数は統計的に減少をいたしております。先ほども申しましたけれども、この統計の数字にはあらわれない部落差別の中で、結ばれた結婚の事例や破談による泣き寝入りを余儀なくされている事実も報告をされております。そのことは認識する必要があると考えております。

今後も、この部落差別の解消に向けた啓発を引き続き行っていきたいと考えております。

以上です。

○24番（松崎辰義君）

これは「広報やめ」ですが、ことしの7月1日号に出された広報です。部落差別の解消の推進に関する法律が施行されましたということで広報が出されております。

その中に市民の意識調査よりということで、「同和地区住民の人権に関することで特に問題であると思うのは何ですか」ということで、複数回答で、やはり「結婚に関して出身が問題にされる場合がある」59.7%、次に、「就職や仕事をする上で不利な取り扱いを受ける場合がある」40.3%、一つはこういう問題の中でこういう意識を市民の方が持っておられるという意識調査ですが、市民の方がどうしてこういう意識を持つのか。市民の多くの方は実際に結婚問題、いわゆる部落差別に関しての結婚問題に直接かかわる人というのは非常に少ないと思っております。しかし、こういう問題がやっぱり一番大きく出される。これは、1つは、うわさとかいろんな問題があると思いますが、この中に、どのような部落差別がありますかということが書かれております。そして、インターネット上に差別的な書き込みがあることや、不当な身元調査によって就職で不利な扱いを受けたり、結婚しようとする周囲から反対されたりするといった重大な人権侵害が今なお起きています。起きていることは事実だろうと思いますが、それが実際どれくらいなのか。いわゆる結婚に関していろんなことで破談になったり反対されてできなかったというのは、いろんな理由で実際にはあります。しかし、このように書けば、あ、部落差別というのはこういうことなんだということを市民にすり込んでいってしまうと、こういう実態がここに私は見えてくるのではないかと。何も知らなかった人が、そういうことが部落差別なんだと。だから、学校教育というものの中でされていることはわかります。ただやっぱり私はきちんと情報を伝えるならば、部落差別が

今なお存在するけれども、これは市民の協力なしでは解決する問題ではありませんので、そういう皆さんの協力で解消がここまで進んできたということを知らせることが、さらに差別を進める要因になりはしないかと。これはいたずらに差別を助長するような内容ではないかなと思いますが、これについてはどういうお考えですか。

○人権・同和政策課長（城後徳博君）

お答えいたします。

人権問題に関する市民意識調査は、人権教育及び啓発の推進の検証を行うため、5年ごとを基本として実施しているものでございます。

本調査につきましては、市民の人権、同和問題に対する意識と課題を的確に把握して、人権課題を解消するための教育及び啓発を進めるために実施しているものでございます。

本調査の質問項目や内容に当たっては、差別を助長する項目がないように配慮し、作成をいたしております。また、本意識調査の調査結果から見た課題、そして、部落差別があるということを知ること、そこからまた新しい差別が始まるのではという否定的な意見や誤解、偏見に基づき、寝た子を起こすな論の意見も少なくありません。

今後も、人権問題に関する市民意識調査の結果をもとに、市民の人権意識の高揚と部落問題を初めとするさまざまな人権問題の解決に向け、教育や啓発を通じて正しい情報を発信していくことや、寝た子を起こすな論の誤った考え方の方には理解が得られるような啓発を行っていくことが必要と思っております。

以上です。

○24番（松崎辰義君）

理解が得られるような、それから、啓発をする中で、意識を進めていくんだと、前進させていくんだと、言われることはわかるんですよ。当然のことだと思いますが、やっていることがそうならないんじゃないかということをお願いするわけですね。例えばさっき言いました、同和地区住民の人権に関することで、特に問題があると思うものは何ですかということで、結婚、就職、つき合いを避ける、不動産取引、同和地区住民全体を誹謗中傷する、特に問題と思うことはない、インターネット上の差別的な記載が書き込まれるなど、こういう答えを用意してあるわけですね。こういう中から市民は答えをこれかなというふうで選ぶ。

また、これは平成22年度の意識調査ですけれども、同和地区の人々に対する差別はあると思いますかということで、進学などの教育の面、就職などの面、結婚の面、生活環境の面、日常のつき合いの面、社会における偏見。それで、差別はないというのがやっぱりふえているのは事実です。やっぱりこれは、学習、また、皆さん方がやられる啓発を含めて一つの一定の成果だとは思いますが、反面、そういうことを知らせていく、こういう問題があるんだということ。そして、さっきも言いましたけれども、それに向けての解消、いわゆるこ

ここまで進んでいるということは一切触れていない。こういう差別があるんだということだけなんです。それでは、部落差別というのはいかに減らないと思います。ですから、やはり意識調査も含めてこういうもの出し方というのは研究されるべきだと思いますが、このやり方について、副市長、どのようにお考えかをお願いします。

○副市長（鎌田久義君）

お答えいたします。

意識調査については、今まで長年継続してやってきております。先ほど言ったように、近年いろんな時代の流れで、その都度その都度差別の内容が変わってきておるということで、インターネットを使った形が非常に多うございます。

だから、そういった、先ほども言ったような、結婚の問題、いろんな問題を私も聞きます。そういった意識調査の出し方、質問の内容等につきましても、またいろんな関係団体も含めまして、ちょっと協議をさせていただきたいと思っております。

○24番（松崎辰義君）

ぜひそういう内容、やっぱりいろんな人の意見を聞きながら、差別を助長するような内容にならないように、今回の中でもありますように、やっぱり新たな差別を生まないということが大事ですので、そういうところでぜひ考えていただければと思います。

それから、先ほど来、インターネットの問題が出されております。インターネットによる人権侵犯事件というのがどういう状況なのか、わかればお願いします。

○人権・同和政策課長（城後徳博君）

お答えいたします。

インターネット上での人権侵害につきましては、もうインターネットを開いてもらえればわかるとおり、インターネットの掲示板に特定の地域を中傷する書き込み等がっております。また、部落出身かどうかを調べるにはどうしたらよいかとの相談があった旨、いろんな角度から、このインターネット上での掲載があつておるところでございます。

○24番（松崎辰義君）

非常に抽象的な、インターネットでいっぱい書き込みがあると、そう言われますが、実際にインターネットはいろんなことが書き込まれておりますし、問題はないとは言えません。特に今、インターネットの中で差別事象は、特にいじめ問題は年々ふえているわけですから、それは大きな問題だと私も捉えております。

じゃ、どこを基本に、そのインターネットの、いわゆる部落差別を考えていくのかというのは、やっぱりどっかの調査、統計というのが必要なんではないかなと思いますけれども、これは法務省の調査です。法務省の調査統計によっても、インターネットによる人権侵犯事件の受理件数は、2006年の256件から、2015年には1,869件へと全体では急増をしています。

しかし、そのうち、同和問題に関する申し立ては、年間ゼロから7件と数件で極めて少ないと法務省の統計では言っておられます。これが実態なんです。いわゆるいろんな書き込みがあることはわかります。誹謗中傷もあるでしょう。でも、どれが問題なのか、そして、どうそれを審査して、誰が調査をして、どこがどういう統計を出しているのか、これが私は大事ではないかなと思うわけです。

ですから、一番の大もとである国の調査機関の法務省の調査によると、これが今の実態なんです。やはりそういうことをきちんと一つ一つ市民に説明しながらこの部落問題を解決していかないと、いろんな書き込みがあるんだ、こういう問題があるんだということだけでは、先ほど言いますように、単に助長するだけになってしまいはしないか、そういうところの危険性を大いにはらんでいるのが今の部落問題ではないかなと思っております。ですから、そういうところは、やはり出されるからにはどういうところの統計によるものか、そして、どういう内容なのか。先ほども言いましたように、どこまで進んできたのか、そういうことをきちんと市民の方に提示をしていく、このことがやはり部落問題の解消に大きくつながるのではないかと思います。その点いかがですか。

○人権・同和政策課長（城後徳博君）

今の質問については、心理的な差別意識をどう捉えて、どう取り組んでいくのかということでお答えをさせていただきたいと思います。

1965年に出されました同和对策審議会答申では、心理的差別とは、人々の観念や意識のうちに存在する差別であり、封建的身分の賤称をあらわして言葉や文字で侮辱する差別、また、非合理的な偏見や嫌悪の感情によって、交際を拒み、結婚を破棄するなどの行動にあらわれる差別と示されています。

議員おっしゃるとおり、社会の中には、さまざまな人権問題が根強く存在をしています。その中でも、インターネットの書き込みというネットの中での人権侵害は、子どものいじめ問題にもつながるなどの深刻化をしています。

八女市教育委員会では、市内の小中学校における人権学習を充実するため、八女市人権学習指導資料を平成26年度に発刊いたしました。本資料を活用し、部落差別といじめ問題をテーマにした公開授業を学校ブロックごとに毎年1回実施し、指導者の育成も図っております。

八女市が行う市民啓発につきましては、7月の同和問題啓発強調月間内に、市民のつどいや街頭啓発を実施し、人権セミナーで同和問題を取り上げるなど、啓発に取り組んでおるところでございます。

○24番（松崎辰義君）

今、心理的差別と言われましたが、今、何をもちて心理的差別なのか。調べてみますと、

どこにも載っておりません。心理的差別って、定義は何ですか。

○人権・同和政策課長（城後徳博君）

お答えいたします。

先ほども申しましたとおり、心理的差別という文言については、同和対策審議会答申の中で、人々の観念や意識のうちに存在する差別であり、封建的身分の賤称をあらわして、言葉や文字で侮辱する差別、また、非合理的な偏見や嫌悪の感情によって交際を拒み、婚約を破棄するなどの行動にあらわれる差別と示されておるところと理解をしております。

○24番（松崎辰義君）

心理的差別というのは意見具申の中で出たと聞いております。

ある専門家の話ですけれども、それには問題があるといういろいろな批判もある中で、今たしかそういった心理的差別という言葉は使われていないと私は理解をしております。それにかわっては……済みません、今、ど忘れしてしまいましたけれども、心理的差別という言葉自体が、いわゆる言うならば、心の中で思うことはだめですよということにしかならないと思いますけれども、それは内心の自由に踏み込むのであって、それこそ憲法違反に私はつながるのではないかと思うわけです。

ですから、やっぱりそういった問題で慎重の上にも慎重にやらないと、政府の言うことが全て正しいというふうだけではなくて、いろいろな角度から、また、いろいろな文献の中からやっぱり考えていく必要があるのではないかなと思います。

ちょっと時間がもう過ぎてしまいましたので、ほかにまだいっぱい言いたいことはあるんですが、この中で私は一番大事なことは、今度の法律の中で登壇しても申し上げましたように、附帯決議がつけられたということだと思います。これはやはりこの問題が固定化され、暴走しないようにという一つの歯どめだと私は思っておりますが、なかなかそれが、じゃ、市民の皆さんに知らされたかというところでは、ホームページには載っていますと言われております。ですから、やっぱりそのことをきちんと市民に知らせていくということが大事だと思いますが、附帯決議がどういうことをうたっているのか、お願いします。

○人権・同和政策課長（城後徳博君）

お答えいたします。

議員がおっしゃるとおり、本法律には附帯決議がついております。

この附帯決議の内容といたしましては、衆議院と参議院と2つございますけれども、参議院のほうを取り上げて説明をさせていただきたいと思っております。

附帯決議の中で、まず、部落差別のない社会の現実に向けては、部落差別を解消する必要性に対する国民の理解を深めるよう努めることはもとより、過去の民間運動団体の行き過ぎた言動と部落差別の解消を阻害してきた要因を踏まえ、これに対する対策を講ずることもあ

わせて総合的に施策を実施することとあります。行き過ぎた言動は、本法律の目的である部落差別の解消を阻害し、新たな差別意識を生む要因となり得ます。当然あってはならないことだと考えております。

部落問題に限らず知っておくべきことを知らないまま放置していれば、問題提起を受けたときに互いの立場の違いを尊重し合いながら建設的論議を行うことはできません。正確な知識や最新の知識を身につける職員研修を実施し、部落差別のない社会の実現に向けた教育及び啓発を図っていきたいと考えております。

2番目に、教育及び啓発を実施するに当たっては、当該教育及び啓発により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、市報等には配慮すること。

3番目には、国は部落差別の解消に関する施策の実施に資するための部落差別の実態に係る調査を実施するに当たっては、当該調査により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、市報等について慎重に検討することとあり、この中で新たな差別を生むことがないように留意すると示されております。

先ほども申し上げましたが、本法律の施行により、この差別の解消に向けた教育及び啓発等の施策が引き続き必要であります。解消に向けた取り組みにより新たな差別を生むことはあってはならないと考えておるところでございます。

○24番（松崎辰義君）

ホームページにはその附帯決議も載せているということですが、市民に周知が本当にできているかというのは甚だ問題でありますので、附帯決議も含めてこれ全てが法律ですので、やっぱりそのことをきちんと市民に何らかの形で知らせる必要があると思っております。市民に周知徹底をされますか。

○人権・同和政策課長（城後徳博君）

お答えいたします。

本法律については、議員おっしゃるとおり、附帯決議がついてからの法律でございます。

今後の本法律の啓発については、今後、附帯決議掲載の方向で検討をさせていただきたいと考えております。

以上です。

○24番（松崎辰義君）

附帯決議もつけて知らせる方向で検討をするということですので、それに期待をしたいと思えます。

時間がありませんので、同和問題についてはこれで終わらせていただきますが、災害時に

ついで迂回路の問題ですけれども、先ほど来、副市長のほうから、必要であるというふうな答弁をいただきましたけれども、今後、当然そういう計画をつくられる、それぞれの地域の支所を含めて検討をされるかと思いますが、つくられるということによろしいのか。そして、計画を実際に、道幅とかいろいろな問題については、そう簡単ではありませんので、時間がかかるかと思いますが、計画自体はいつぐらいまでにつくれるのか、わかりましたら願います。

○建設課長（山口英二君）

お答えいたします。

5年前に九州北部豪雨を経験しました八女市といたしましては、迂回路の重要性につきましては十分認識をいたしております。なおかつ、当時、迂回路として利用しました道路につきましては、もう計画と申しますか、現在も整備が終わった箇所も含めてございますので、報告をさせていただきます。

各支所管内で整備が終わった道路につきましては8路線、それから、現在整備中の箇所が5カ所、そして、なおかつ来年度以降の計画箇所も2カ所ございます。あわせて市道以外の農道、林道につきましても、舗装工事を行ったり、ガードレールをつけたり、そういうことにつきましては、もう現在進んでおりますので、今後も必要に応じてそういう箇所の整備は進めていきたいということで考えております。

○24番（松崎辰義君）

むしろこっちのほうに勉強不足で、もうかなり進んでいるということですので、ぜひその方向で続けていただければと思っております。市長職務代理者副市長のほうからも言われましたように、私もほぼ迂回路は全部通ったのではないかと考えていますけれども、非常にやっぱり怖いんですね。我々ああいう山間地を走ったことのない者にとっては非常に怖い迂回路であったということをよく覚えております。ですから、そういうんじゃないかと、やっぱり少しでも安全に走られるような迂回路の整備にさらに精進をしていただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

最後に、うすま・ふあーむばーくの問題です。

先ほど答弁の中で、8月24日に県のほうに申し入れに行かれたというふうに聞いております。内容としては、主にどういう内容を申し入れされたのか、できましたら副市長のほうからよろしいでしょうか。

○副市長（鎌田久義君）

お答えいたします。

前回6月の議会の中で、早目に行くということでお伝えしておりました。県のほうとしては、いつも八女の保健所等で対応しておったと思うんですけれども、本庁のほうに早目に6

月議会が終了した以降、調整をさせていただいておりました。今回につきましては、県の本庁としては、環境部、担当部長、それと担当課長がお会いされました。そういう中で要望してきたんですけれども、1つは、平成14年12月16日に、当初の産業廃棄物処分場の許可を受けたということでございまして、それから15年経過しておるという中で、いろんな苦情等も含めまして、住民の皆様にご不快を示し、いろんな迷惑をかけたということの経緯を話させていただきました。そういう中で、向こうの部長、課長も、そういった話は当然市の担当のほうから常に話を聞き及んでおりますということでございました。それならば当然、今度の12月15日で期限が一定切れますので、企業としては、また再度申請をするということをご希望しますと、やっぱり今回の5年間の許可につきましては、きっちりした対応を県のほうとしてもしていただきたいということで3点ほど要望してきたんですけれども、まず1点目が、事業所からの更新の申請が先ほども申しましたとおりされた場合、法に規定する許可の基準に照らし厳格に審査してほしいと、これはもう当然の話で、そういったことをまず1点申し上げております。

それと、2点目につきましては、当該施設から発散する悪臭で住民の生活環境の保全上、支障のないように必要な事項を許可の条件に加えること。これにつきましては、1ppm以内ということでございます。

それと、やっぱり搬入の量でございます。これは、許可書の許可権限の中に、前回の許可書を見ますと、量的なところも一定基準が、条件が付記されております。しかし、今の状況からして、去年、補助事業でいろんな対策も、企業からすれば、周囲に迷惑をかけないようにということで、相当な事業費を出され改善されておりますけれども、そういった中でも、経営の問題もございましてけれども、基本的には、一定の量、これは、きちっとした対応で調査しながら決定をしてほしいと。だから、今までの基準ではだめですよということを申し上げております。だから、今から先の12月新規更新までにはきちっとした対応で調査してほしい。そして、許可を出す中では、周囲に迷惑がかからないような、経営の状態はありますけれども、きちっとした量の範囲を確認したところを出してほしいということを伝えております。

それと、3点目につきましては、許可された後5年間、これにつきましては、密閉型の施設として悪臭が発散しない構造であるか、十分調査を確認し、必要に応じて改善するよう事業所を強く指導してほしいと。これにつきましても、相当な県とのやりとりをさせていただきました。なぜかという、今までの15年間、今でも先ほど答弁なされているように、夜間とか早朝とか、そういった苦情もまだあっておりますので、若干どういった原因があるのかとか、これについても事業所にきちっとした話を私どもはさせていただいておりますけれども、県が許可を出す中では、さらにしっかりと調査もしながら厳格に見てほしいとい

うことを伝えております。

以上でございます。

○24番（松崎辰義君）

先ほど言われましたように、本当にそれだけの処理能力があるのかということも、以前、議論の中で申し上げたところです。やはりそういった量の問題、そして、地元住民の皆さんときちんと話し合いができる状況をつくらないと、本当にこの問題、なかなか解決進まないのではないかと。私も直接見に行ったことは2度ほどありますけれども、やっぱり地元の皆さんにきちんと説明できる状況をつくるという意味では、副市長が県に行かれてきちんとこういう申し入れをされた。そして、もう一つはやっぱり、うすま・ふぁーむぱーくときちんと話し合いをするように、そういうことを取り持っていた。ところが、残念なことにそれができなかつたと聞いておりますけれども、やはり私はそこに直接要望を聞きながらそれに対応していく、いわゆる業者のそういったきちんとした紳士的な対応が必要だと思いますので、今後できればそういうことをきちんと話し合えるようなものも持ってほしいし、なぜできなかったのか、そういう経緯と今後の考え方について、できればお願いしたいと思います。

○副市長（鎌田久義君）

今、議員おっしゃるように、やっぱり事業所と地域住民が紛争するような状況ではだめだと。私も就任いたしまして最初そういう話をお聞きした中で、これは、事業所と地域の方々との話し合いが必要だろうということで、それぞれの方々に話をしました。そのときは、非常にそれは私の誠意もわかっていただけて了解していただきました。ところが、後で日程を調整する中で、いろんな諸事情があつただろうと思いますけれども、事業所側としては、ちょっとまだ時間が欲しいと、会わないということではないということでございまして、そしたらまた、そういう事情もある一定わかるところもございましたので、そしたら、私がまた話をするのか、相手からまた申されるのか、そういったものにつきましては、一定時間を置きましょうということで相手方のほうにもお伝えしております。先ほども言ったように、それも大事でしょうけれども、まず、県の施設の管理も含めたところが一番重要だと。今回の許可についても、許可がしっかり出ていれば、当然そういったおの問題もなくなるわけでございますので……

○議長（川口誠二君）

鎌田副市長、時間がございませんので。

○副市長（鎌田久義君） 続

はい。そういうことで提案させていただきました。

○24番（松崎辰義君）

もう時間がないので。積極的に鎌田副市長、対応してもらっているようですので、ぜひやっぱり地元の皆さんと、そして、地元の要望を聞きながら、それに応える企業であってほしい、事業であってほしいと思いますので、引き続き努力をしていただくことを強く要望して私の質問を終わらせていただきます。

○議長（川口誠二君）

24番松崎辰義議員の質問を終わります。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。お疲れさまでした。

午後2時12分 延会